

平成23年五條市議会第1回3月定例会（第2号）

日 時 平成23年3月4日（金） 午前10時 開議

議事日程

第1 発議第1号 高病原性鳥インフルエンザ被害の再発防止と市民への速やかな情報提供を求める決議について

第2 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	堀 川 浩 美	1 阿陀比売神社の修繕について 2 五條市コミュニティバスの運行について 3 地上デジタル放送について (1) 地上デジタル放送設備の五條市の普及率について (2) 地上デジタル化になり、受信が困難になる地域への対策について (3) 低所得者への支援について (4) ケーブルテレビの特典について	部長 部長 部長 部長 部長
2	山 口 耕 司	1 地域公共交通について (1) 国道168号広域通院ラインの運行開始について ア 運行に係る五條市の負担について イ 乗車運賃について ウ ネットワークとしての取組について (2) コミュニティバス運行に向けてのこれからの課題について	部長 市長 部長 部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	山 口 耕 司	<p>2 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの予防接種について</p> <p>(1) 平成23年度の実施について</p> <p>ア 厚生労働省の通達を受けて五條市の取組について</p> <p>イ 予防接種の無料化について</p> <p>3 安全な飲料水の安定供給について</p> <p>(1) 簡易水道の普及について</p> <p>ア 事業の現状と予定について</p> <p>イ 早期完成に向けての取組について</p> <p>ウ 沢水を生活用水として利用していることについて</p>	<p>部長</p> <p>市長</p> <p>部長</p> <p>市長</p> <p>部長</p>
3	藤 富 美 恵 子	<p>1 市長の政治姿勢について</p> <p>2 市長の交際費について</p> <p>3 入札制度の一部改正について</p> <p>4 五條市上野公園の指定管理者について</p> <p>5 南和医療の現状について</p>	<p>市長・副市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・副市長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
4	太 田 好 紀	<p>1 南和医療圏の公立3病院について</p> <p>(1) 公立3病院の位置付けについて</p> <p>(2) 五條市の取組(考え方)について</p> <p>2 指定管理者制度について</p> <p>(1) 五條市上野公園について</p> <p>3 合併特例債について</p> <p>(1) 平成26年度までの対応について</p>	<p>市長</p> <p>市長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
5	大 谷 龍 雄	<p>1 高病原性鳥インフルエンザ問題について</p> <p>(1) 紀の川市で発生以後の感染防止対策について</p> <p>(2) 発生後におけるまん延防止対策について</p> <p>(3) 近隣住民への正確な情報提供について</p> <p>(4) 発生農家及び関係農家への支援と補償について</p> <p>(5) 埋却処分地及びその周辺農家への風評被害対策について</p> <p>(6) 国・県・市及び関係者の協力の下での病原菌並びに感染経路の徹底究明について</p> <p>2 南和の医療等に関する協議会における産科等の問題について</p> <p>3 吉野市長に対する公開質問状問題について</p> <p>4 吉野市長の政治姿勢問題の総括について</p> <p>(1) 消防庁舎の建設問題について</p> <p>(2) 幼稚園、保育所の統廃合問題について</p> <p>(3) 南和広域連合の事務所の移転問題について</p> <p>(4) ごみ処理施設問題について</p> <p>(5) 新金剛トンネル問題について</p> <p>(6) 衛生センター建て替えに伴う多目的広場建設に関する民間会社用地の買収問題について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長</p> <p>市長</p>

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十五名）

十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
田	大	土	花	峯	山	益	池	藤	川	太	堀	吉	山	福
原	谷	井	谷	林	田	田	上	富	村	田	川	田	口	塚
清	龍	康	昭	宏	澄	吉	輝	美	家	好	浩	雅	耕	
							恵							
孝	雄	嗣	典	政	雄	博	雄	子	廣	紀	美	範	司	実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

事務局職員出席者

市長	副市長	教育長	市長公室長	総務部長	都市整備部長	生活産業部長	健康福祉部長	上下水道部長	消防長	教育部長	会計管理者	西吉野支所長	大塔支所長	監理管財課長	企画財政課長	秘書課長	庶務課長
吉	榮	赤	吉	下	森	櫻	森	辻	窪	檜	谷	福	土	新	福	菊	上
野	林	井	田	村	本	井	本	本	内	口	井	井	井	井	塚	谷	
晴	勝		辰	洋	元	敬	敏	衡	佳	成	幸	純	祥	健	勝	眞	孝
夫	美	猛	雄	次	三	三	弘	司	秀	吉	雄	二	嗣	夫	彦	宜	男

午前十時二分再開

事務局長	川	敏
事務局次長	西	美
事務局係長	乾	旬
事務局主任	笹	豊
速記者	馬	由美子
	柳	五
	ヶ	美
	瀬	

○議長（川村家廣）ただいまから、去る一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第一号 高病原性鳥インフルエンザ被害の再発防止と市民への速やかな情報提供を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成二十三年三月四日提出

提出者 五條市議会運営委員会

委員長 林 宏 政

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 峯林宏政登壇〕

○議会運営委員長（峯林宏政）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第一号 高病原性鳥インフルエンザ被害の再発防止と市民への速やかな情報提供を求める決議について案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

高病原性鳥インフルエンザ被害の再発防止と市民への速やかな情報提供を求める決議（案）

本年二月二十八日に五條市内の養鶏農場で、高病原性鳥インフルエンザ感染の確認を受け、同日奈良県本庁に奈良県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部が設置され、養鶏農場で飼育する約十萬羽の殺処分を開始し、鶏舎の半径一〇キロメートル以内の鶏や卵を移動制限するなどの防疫措置をとった。

本市においても、二月十五日に設置した五條市高病原性鳥インフルエンザ対策本部の下、奈良県との協力体制により情報共有や防疫対策など二十四時間態勢で現在もお懸命な対応を続けているところである。

今後の再発防止策に万全を期するためには、関係機関による感染経路の究明が待たれるところであるが、何よりも急がれることは、市民の不安を解消し、根拠のない風評による被害を防止するための速やかな情報提供にあると考える。

よって、早急に市民の安心の確保に努めるとともに、今後の再発防止に万全を期するよう求める。

以上、決議する。

平成二十三年三月四日

五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位には、よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより、本件を採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第二、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は、明瞭、的確にお願いします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

○議長（川村家廣）始めに、四番堀川浩美議員の質問を許します。四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美質問席へ〕

○四番（堀川浩美）議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

一番、阿陀比売（あだひめ）神社の修繕について。

私は平成二十一年十二月議会に傷みがひどい五條市原町の五條市指定文化財第一号阿陀比売神社の早期修繕について質問させていただきましたが、その後の話の進み具合はどうなっておりますか、お尋ねいたします。

○議長（川村家廣）堰内教育部長。

○教育部長（堰内成吉）四番堀川議員の一般質問、質問事項の阿陀比売神社の修繕について、御質問にお答え申し上げます。

阿陀比売神社は、五條市原町二四に鎮座し、五柱（いつばしら）を祭る延喜式内社（えんぎしきないしゃ）で祭神は「古事記」、「日本書紀」の神

話に登場し、創建は古代にさかのぼると伝えられていますが、現在の本殿は江戸時代初期の建築と考えられています。

その阿陀比売神本殿及び摂社八坂神社は、昭和六十二年三月に五條市指定文化財に指定されました。その数年後に本殿のひわだぶきの屋根が破損し、応急処置を行い、以後部分修理を繰り返しているところでもあります。

現在は、雨漏りと柱の腐食及び彩色の剥離により早急に修復の必要がある状態となっており、地元原町から修復の陳情書が出されているところでもあります。

教育委員会といたしましては、この原地区には古代遺跡が多く残っており歴史を伝えるこの貴重な神社を来年度から修復できるように地元及び奈良県と協議しながら前向きに取り組んでまいりたいと存じます。

以上答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） 阿陀比売神社は古事記、日本書紀の神話にも登場する神様をお祭りする神社でございます。歴史ある大事な五條の宝物を一日も早く復元していただきますようお願いいたします。

次に移ります。

五條市コミュニティバスの運行について。五條市コミュニティバス運行経路の予定表を見ますと、一日のスタートは、なつみ台二丁目からとなっていますが、朝バスが五條バスセンターから出発するのであれば、なつみ台二丁目までの間を回送するのではなく、もし、コース途中のバス停にお客様がいれば止まってはいただけないでしょうか。もし、バスから降りるお客様がいればバス停に止まっていただけではないでしょうか。畑田方面や、夕方も同じようをお願いしたいと思います。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 失礼いたします。

四番堀川議員の一般質問、二番五條市コミュニティバスの運行についてお答えを申し上げます。

コミュニティバスの運行につきましては、二十三年度より初めて導入する事業であることから、アンケート調査や実態調査を行ない、それらの調査結果に基づきまして近畿運輸局、県土木、警察、バス事業者、タクシー事業者及び自治会代表者等で構成いたします地域公共交通会議において慎重協議を行い、運行経路及び時間を計画いたしました。しかしながらそのような経過を踏みながら策定をいたしました。まだまだ市民の皆様からコミュニ

ニテイバスに対し、たくさんのお意見、御要望を頂いているところでございます。

既に御案内の運行経路等により四月からバスを運行いたしますが、ただいま議員さんがおっしゃっていただきました御意見を始めとしまして、市民の皆様方から頂きます御意見、御要望に対しまして、正に市民の足と言われるようなコミュニティバスを目指しまして、改善、検討してまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（川村家廣）堀川議員、挙手してから願います。四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）コミュニティバスの目的は多くの市民が幅広く安心して乗っていただくためだと思います。

五條バスセンターからなつみ台までの沿線には商店やホテル、スーパー、JR二見駅を利用される方、お寺参りや上野運動公園に行く人が喜んで乗っていただけていると思います。

どうかひとつよろしく願います。

次に移ります。

テレビ放送について。今年七月二十四日からアナログテレビから地上デジタルに変わります。

一番現在の地上デジタルの五條の普及率を教えてください。

○議長（川村家廣）吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

四番堀川議員の質問でございます。一番テレビ放映について。（二）五條市における地上デジタルテレビの普及率についてお答え申し上げます。

五條市における地上デジタルテレビの普及率でございますけれども、平成二十二年九月に社団法人デジタル放送推進協会が実施いたしました調査結果によりますと、奈良県につきましては八九・八パーセントの普及率となっております。同協会が平成二十二年三月に実施した調査では奈良県は八〇・五パーセントの普及率となっております、半年で九・三パーセントの普及率増加となっております。

奈良県内の各市町村別の普及率を示した資料は残念ながらございませんので、当市における明確な普及率はわかりかねますが、おおむね県と同程度の普及率であると推測いたしております。

本年七月二十四日の地上デジタル放送完全移行に向けて、市といたしましては、総務省総合通信局あるいは奈良県情報システム課及び奈良県テレビ

受信者支援センター等と連携いたしまして対応等万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） 地上デジタルに代わってテレビの映りが悪くなるような区域の対策はございますか。

○議長（川村家廣） 吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄） 四番堀川議員の御質問でございます。地上デジタルに代わってテレビが移りにくくなる区域対策についてお答え申し上げます。

国が調査いたしました難視聴地域の結果に基づき国の委託業者が戸別訪問をして散らしを配布し、受信ができなくなる地域で生活されている市民の皆様はその散らしに基づいて申請すれば、暫定的に衛星を介して地上デジタル放送を受信できるような対策を講じているところでございます。

現在の調査では市内に難視聴地域は六地域あると判明いたしております。難視聴地域解消に向けて当市は総務省総合通信局、奈良県情報システム課、奈良県テレビ受信者支援センター等と連携いたしまして戸別訪問による散らしの配布、市役所玄関ロビーにおける相談コーナーの設置等、措置を講じておるところでございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） 低所得者にはテレビとかチューナーとか購入時に援助はございますか。

○議長（川村家廣） 吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄） 四番堀川議員の御質問にお答え申し上げます。

低所得者向けのテレビチューナー購入時の援助についてでございますけれども、生活保護などの公的扶助世帯、障害者のいる市町村民税非課税世帯あるいは社会福祉施設入所者でNHK受信料全額免除の世帯及びそれ以外の市町村民税非課税世帯につきましては、国がデジタルチューナー等の無償給付支援を行っておるところでございます。

当市といたしましては、本年三月号の広報五條に地上デジタル放送移行に向けた記事を掲載し、市民の皆様にも周知を図っているところでございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）次に、西吉野とか大塔とか現在ケーブルテレビをお使いの方は何か特典はございますか。

○議長（川村家廣）吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄）四番堀川議員の御質問にお答え申し上げます。

ケーブルテレビにおきまして何か特典があるのかという御質問でございますけれども、市内西吉野・大塔地域についてこまどりケーブルに加入されている世帯につきましては、地上デジタル放送に移行する平成二十三年七月二十四日以降、平成二十七年三月三十一日までの間、こまどりケーブル株式会社が暫定措置といたしまして、デジタル放送を現状のアナログ放送に変換して放送するという対応がとられることになっております。

その暫定期間中にこまどりケーブル加入者はアナログテレビからデジタルテレビに買換え等の対応をしていただくこととなります。このようなことから、平成二十七年三月三十一日まではアナログテレビでもそのまま放送が視聴できるということになっております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）どうもありがとうございました。

これで私の質問は全部終わりました。

○議長（川村家廣）以上で四番堀川浩美議員の質問を終わります。

次に、二番山口耕司議員の質問を許します。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司質問席へ〕

○二番（山口耕司）議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

一、地域公共交通について。（一）国道一六八号広域通院ラインの運行開始についてでございますが、この内容を、三月一日付けの奈良新聞の社会面に掲載されております記事で紹介させていただきたいと思っております。

「十津川村から県立五條病院間の地域住民の通院支援を主な目的にした県内初の広域コミュニティバス『広域通院ライン』の実証運行が二十八日始まった。期間は平成二十四年三月三十一日まで。国道一六八号吉野地域の住民の生活を充実させるため、県と五條市、同村などで連携して作る五條市地域公共交通会議と野迫川村・十津川村地域公共交通活性化協議会が事業を実施。運行業務は奈良交通が行う。五條病院への通院のついでに買物をするニーズも高いため、経路は十津川温泉バスセンターから五條病院とJR五條駅を経由し、五條バスセンターまでを設定。平日に一日一往復する。

一般の利用者も可能。バスは五條病院の診療開始時間に合わせて運行し、十津川温泉バスセンターを午前六時三分に出発、県立五條病院玄関前に同八時五十分に到着する。復路は五條バスセンターを午前十一時四十分発、十津川温泉午後二時三十九分着。五條病院の停留所は玄関前に設置。三月下旬には小型ノンステップバスが導入される予定で、通院患者に優しい配慮がなされている。」と掲載されております。

このバスの運行に当たって、国道一六八号の沿線の方、また野迫川村の方まで喜んでいらつしやるのを直接聞くことができました。

それでは、(一) 国道一六八号広域通院ラインの運行開始について、担当部長にお尋ねいたします。

○議長(川村家廣) 下村総務部長。

○総務部長(下村洋次) 二番山口議員の一般質問、(二) 国道一六八号広域通院ラインの運行開始について。ア、運行に係る五條市の負担についてお答えを申し上げます。

国道一六八号広域通院ラインは、五條市と十津川・野迫川のそれぞれの地域公共交通会議と事務局である奈良県とで組織します一六八協議会で運行をしております。

去る二月二十八日から運行をスタートしておりますが、今年度の運行経費は収益見込額を差し引きしまして、百四十八万三千円でございます。その経費は十津川村と五條市で三対一の割合で、それぞれ負担をしております。三対一と申しますのは、従来からの奈良交通の路線バスに対する補助金の十津川村と五條市の負担割合をしております。補助金を差し引いた実質的な五條市の負担額は九万三千円、十津川村は二十七万八千円となります。平成二十三年経費につきましては、一年間になりますので、収益見込額を差し引いて、一千二百十九万八千円を見込んでおり、うち補助金を差し引きました実質的な五條市の負担額は七十六万三千円、十津川村は二百二十八万七千円でございます。

以上でございます。(「二番」の声あり)

○議長(川村家廣) 二番山口耕司議員。

○二番(山口耕司) 再度確認したいと思っております。

今、市にかかる負担は七十六万三千円、そして十津川村は二百二十八万余りということでしょうか。(「はい。」の声あり) ありがとうございます。このバス運行に当たっては、市が七十六万三千円を出しておって運行されるということでございますね。

この関連の質問なんですけれども、現在十津川方面に奈良交通が運行しているバスがございます。このバスの市の負担について再度お尋ねいたします。

す。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 二番山口議員の再質問にお答え申し上げます。

十津川線の運行維持補助金は二便の分で年間運行経費が四千万円でございます。そのうち運賃収入が一千九百万円、運行損が二千二百万円となっております。このうち県が二分の一を負担いたしましたして、残りの二分の一を先ほど申しました割合で十津川村と五條市が三対一の割合で負担をしております。

五條市の負担額は約三百万円でございます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 二便で三百万円ということですか。そうしたら一便百五十万、一便というのは、一往復を一便と捉えてよろしいのですね。条件的に考えてみますと、この広域通院ラインで七十六万三千円の負担、そして十津川の従来の運行しているバスには一便に対しては百五十万の市の負担があるというように捉えてよろしいですね。この差額が明確になったわけでございます。

先日、五條市からのお知らせというふうに、こういった散らしが入りました。この散らしでございますけれども、片面には、一六八号広域通院ラインを運行します、またバスの運賃は、奈良交通バス運賃と同額というふうに記載されております。この反対側、コミュニティバス（五條コース）を運行します。またデマンド型乗合いタクシーを運行しますという、こちらの面の部分では、利用料金としまして、一乗車につき大人二百円、小人百円というふうに記載されております。

五條バスセンターから城戸まで、奈良交通の金額は五百二十円でございます。比較してみますと、この差額というのが、二百円と五百二十円、大変な差額が出てきます。

ここで、質問に移りたいと思うのですけれども、一番の地域公共交通について。（二）国道一六八号広域通院ラインの運行開始について。イ、乗車運賃について市長に所見をお尋ねいたします。

よろしくお願いたします。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 山口議員の質問にお答えさせていただきます。

今、おっしゃった運賃ですね、我がまちはコミュニティバス、これは二百円ということですね。そして奈良交通の今おっしゃっているやつは五百幾らということですね。一便だけだったら、それはそれでいいのですけれども、奈良交通も何本か通していますので、その辺の難しさですね。うちだけがそないしたときには、では通院ラインのやつはそれでいける。通院ライン以外のやつは五百なんぼ、とこうなりますので、その辺も考えながら検討課題かなと思っております。まず通院ラインの発足で実行するのが一番でございましたので、あれやこれやと言うて遅くなるよりも、まず立ち上げてやっていただきたいと。中の矛盾点、そして改良すべき部分はこれからの課題かなと思っております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）前向きな答弁だと感じておる次第でございますけれども、確かにこのバスが走ることによって、多くの方に喜んでいただけると聞いております。先ほどの料金、市の負担率も大きく変わっております。従来のバスとそして広域通院ラインと、市の負担の割合が全然違うわけでございますので、せめて通院ラインのバスだけでも、コミュニティバス並みの乗車料金にしていたら有り難いかなと思いますので、どうかまた御検討の程をよろしくお願いを申し上げます。

次の質問ですが、前十二月議会で、私の一般質問の内容ですが、再度確認してみたいと思います。要旨でございますので、若干議事録とは異なる点があると思っております。

対策から政策としてのネットワークの構築についてということでございます。

公共交通は、基本的に地域の移動のネットワークを構成しないと成り立たない。地域全体でネットワークがきちんと作られていなければ、結局は目的地に移動するのが難しくなる。個別の課題を解決していくと同時に、ネットワークを構築していくことが必要。公共交通をネットワーク全体として捉える公共交通の体系的なビジョンと、地域の生活交通問題の解決策が必要で、両者を一緒に考えていくことで、個別の課題がネットワークの中でどう位置付けられるのか明らかになってくる。先を見据えた施策としての交通ネットワークが必要ではないかということ、市長に見解を求めたところ、市長の答弁といたしまして、「地域公共交通の取組においては、個別の対策のみならず、それらをつなぐ政策として構築していくことが重要でまさに共感するところ。」という答弁をいただきました。

そして、「過疎、高齢化が著しい本市におきまして、地域公共交通への取組は、かねてよりの重要な政策であると認識し、将来を見据えた交通政策について検討を進めているところ。今後も個別の区域ごとの対策に終始するのではなく、市域全体の移動手段がネットワーク化された施策を策定、推

進してまいりたい。」と、また市長の答弁がございました。

この国道一六八号広域通院ラインの運行開始については、沿線に住んでいらっしゃる方は、バス停まで歩いて行けばいい。しかし、バス停までの交通の手段を持たない方は、従来のやり方、いわゆる従来のバスに乗るしかない。いわゆる広域通院ラインは利用できないということになってまいります。

質問一の地域公共交通について。(二)国道一六八号広域通院ラインの運行開始について。ウ、ネットワークとしての取組について、担当部長にお尋ねいたします。

○議長(川村家廣) 下村総務部長。

○総務部長(下村洋次) 二番山口議員の一般質問、ウ、ネットワークとしての取組についての御質問にお答えを申し上げます。

国道一六八号広域通院ラインの運行開始によりまして、五條市域を南北に結ぶ幹線路線が更に充実したことは、沿線住民の移動機会が増えることになり、大いに利用していただきたいと思っております。

今後、市南部地域の大塔及び西吉野町内を運行するコミュニティバス及びデマンドタクシーと、広域通院ラインや幹線路線バスとを緊密に連携させることによりまして、市全体をカバーする公共交通のネットワークを構築し、市民の多様なニーズに対応すべく取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。(「二番」の声あり)

○議長(川村家廣) 二番山口耕司議員。

○二番(山口耕司) 当然のことながらネットワークを構築していくのは大事だという認識は持っておられるようでございます。再質問をさせていただきます。

今現在、大塔町舟の川地域に、旧大塔村で運行していたバスがそのまま継続して、朝八時ごろに舟の川・篠原・中井傍示・惣谷の方面に走っております。そのバスをうまく利用すれば、この沿線に、広域通院ラインに合う時間に運行していただければ、舟の川の地域の人も乗れるというふうになってまいりますのやけれど、その辺取組はできるでしょうか。

○議長(川村家廣) 土井大塔支所長。

○大塔支所長(土井祥嗣) 山口議員の御質問にお答えします。

舟の川バスの運行につきましては、現在八時半、支所付けになっております。少し時間のずれがあると思いますが、調整は可能だと思います。以上です。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）直接聞かせていただきましたけれども、調整は可能だということでございます。そうすれば、奥の人たちもそのネットワークにつながっていくわけです。もう二月二十八日から運行しているわけです、その辺もしっかり職員の方、考えていただいて、市民の足となるラインをしっかり活用していくことが大事でございます。しっかり市民の要望に応えた行政を行っていただきたいというふうに思いますので、しっかりこの時間に合うように、ダイヤの編成を組み替えていただきたいと思っておりますので、今できるという答弁をいただきましたので、できるものだと捉えさせていただきますので、よろしいでしょうか。総務部長。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）おっしゃいますように、市民の方の利便性を高めていくというのが公共交通の目的でございますので、可能な限り対応していきたいと思っております。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）ありがとうございます。しっかりとお願いを申し上げたいと思います。

次に四月一日より運行開始という、このようにきれいな、りっぱな散らしが新聞の折り込みで配布されました。市民の方々はこの散らしを見てやっとな五條にもコミュニティバスが走る、うれしいこととして喜んでいただけの方、また、なんで私たちの方面には運行されないのかという声、意見を私の方にも寄せられた次第でございます。こういった方に関しては、とりあえず一台目が走るんやから、喜ばしいことやという返事をおきました。けれども、この散らしには、バス停の場所とかきめ細やかに書いておられます。しかし、そばに行けばわかるかとは思っておりますけれども、バス停を探さなアカン。バス停にどんな目印があるのか。この散らしには記載されておられません。

また課題といたしまして、これから運行されなければならない高齢化進んでいる地域、また市営住宅・県営住宅の地域等、課題はたくさんございます。

質問の一、地域公共交通について。（二）コミュニティバス運行に向けてのこれからの課題について、担当部長にお尋ねいたします。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 二番山口議員さんの（二）コミュニティバス運行に向けてのこれからの課題についてお答え申し上げます。

本年四月より運行を開始いたします五條市コミュニティバスは、市広報六月号での紙面で実施した市民アンケート調査の結果によりましては、「病院」という利用目的が最多であったことから、各方面から県立五條病院を主な目的地として運行する形になっております。

また運行経路につきましては、路線バスが運行されていない、いわゆる交通空白地域の改善に向けた運行経路の選定となっております。

このような方針に基づきまして、コミュニティバスの運行を開始いたしますが、本市にはまだまだ交通空白地域が存在するのも事実であります。また今後運営する中で、いろいろな御意見、御要望を頂戴することと思っております。不十分なところにつきましては、増便も視野に入れながら改善し、コミュニティバスが文字どおり「市民の足」となるよう取り組んでまいります。

また、今おっしゃっていただきましたコミュニティバスの表示につきましても、市民の方がわかりやすいような標柱を検討しておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） できましたら四月の広報でもデザイン等を記載していただきまして、案内をしてあげていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

答弁お願いいたします。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） バス停の形ということでございますか。はい。そういうふうにさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） ありがとうございます。

そして先ほどのネットワークでございますけれども、コミュニティバスを利用して五條駅にも行きます。その五條駅でJRの時間帯との関連についてですけども、それももう一度検討していただいて、より一層市民の足となるように、要望だけ申し上げさせていただいております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

昨年六月定例会におきまして、未来を担う子供たちの細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン公費助成についての一般質問をし、

市長より「今まで任意予防接種については公費による負担はしていないが、子供たちの将来を守るために、接種費用の一部を助成することにより保護者の負担を少しでも軽減し、接種しやすい体制を早急に整えたい。」との答弁をいただき、議会としても、全議員の皆様の賛同で公費を求める決議をいたすことができました。

そして、九月補正予算に計上され、本市としては、約半額を助成するという事で、ヒブ・肺炎球菌ともに一回当たり四千元とし、四月一日からの実施となり、お母さん方から大変喜んでいただいております。

市長の決断に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

前十二月議会でも、子宮頸がんについて述べさせていただきましたが、再度、確認のためにもう一度説明をさせていただきます。

子宮頸がんの原因は、ヒトパピローマウイルス（HPV）でございます。感染前にワクチンの接種によって、頸がんの原因の約七割を占めるHPVの感染予防が期待できます。子宮頸がんの予防ワクチンが平成二十一年十月に承認され、同年十二月から販売が始まりました。年間三千五百人の女性が子宮頸がん死亡していると推定されております。

ワクチンは半年間で、計三回の接種が必要で、費用が四万円から六万円と高額なことから、諸外国の多くは公費助成で接種を行っております。ワクチン接種の費用の効果は、子宮頸がんの予防だけでなく、医療費の抑制にもつながるとの試算もあり、自治医科大学附属さいたま医療センターの今野教授らによれば、十二歳の女子にワクチン接種をした場合、がんの発生数、死亡者数を共に七三パーセントも減らすことができ、しかも約二百十億円の接種費用に対し、約四百億円の医療費の削減ができるということでございます。

三十歳の女性に接種した場合でも、約五〇パーセントの発症を抑えることができ、二十九歳まではワクチンの接種費用よりも医療費などの抑制の方が大きいとされております。

市としても二十三年度以降、国の補助がなくなっても、市が責任を持って接種する体制を維持する必要があるとこう考えているという、市長の前向きな答弁をいただいたところでございます。

そこで通告の質問二、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の三ワクチンの予防接種について。(一)平成二十三年度の実施について。ア、厚生労働省の通達を受けて本市の取組について、担当部長にお尋ねいたします。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 二番山口議員の質問にお答えをいたします。

平成二十二年十一月二十六日付け厚生労働省局長名により子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について通知が出され、関係機関等の調整を行い、接種体制を整備したところでございます。

今回の通知による子宮頸がん等ワクチンとは、子宮頸がんワクチンとヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの三種を対象としておりますが、ヒブと肺炎球菌は今年度の四月より一部ではありませんが、県内で先駆けて助成を実施いたしております。

今回の通知により更に中学一年生から高校一年生を対象とした子宮頸がんワクチンが加わりました。

全て任意予防接種でありますので、従来の定期予防接種に比べ健康被害の対応などが予防接種法による補償から外れ、医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度による補償のみとなるため、新たに任意接種における救済制度のある保険への加入をするなど、実施主体としての体制を整備するとともに、任意予防接種医療機関が少ないため、市外の医療機関を利用できるよう県医師会と集合契約の準備を進めております。

特に子宮頸がんワクチンは六〇パーセントに効果が見られますが、全てのがんに効果があるわけではないこと、二十歳を過ぎたら定期的ながん検診を受ける必要があるなど、並行して本人あるいは保護者に対して啓発をすることが重要であると考え、教育委員会とも調整し、散らしの配布、教育の開催等、事前の準備も計画しております。

既に開始している市町村もありますが、本市では来年度、いわゆる本年の四月の開始に向け十分な体制を整えて、実施をするための準備を今進めているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）今準備を始めておるところでございますという答弁でございますけれども、保険にも加入していかなければならないという、早く定期予防接種してほしいなという気持ちは皆さんたくさん持たれておると思うのですけれども、とりあえずこの子宮頸がんに関しまして、集団接種なのか、個人接種なのか、その辺もう決まりましたでしょうか。

答弁をお願いします。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）二番山口議員の御質問にお答えをいたします。

基本的には集団でやっっていくということと、今準備を進めております。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）ありがとうございます。

集団接種の方が、やや接種率が上がるかなと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

また教育委員会ともしっかり連携をとっていただきまして、多くの方が接種できるように取り組んでいただきたいと思います。

ちよつと関連なんですけれども、再質問をさせていただきます。

今日の奈良新聞の一面に、県議会の内容が載っております。この中で、奈良県議会におきまして、公明党県代表の岡代表が一般質問を行いまして、市町村での対象年齢が中学一年生から中学三年生までとなっており、高校一年生は対象になっていない問題を取り上げて、一般質問をいたしました。そして、荒井知事からは、「年齢について各自治体で、接種率が上がった場合を懸念されて中学三年生までとされているが、高校一年生までになっていない市町村については、接種率が上がった財政負担を県で行うこととし、再度各自治体に要請する。」という答弁がございました。

高校一年生の女子に対しても御検討をお願いしたいと思いますが、部長、答弁をお願いいたします。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）失礼いたします。

先ほど、ちよつと質問の中で、集団というお話をさせていただいたのですが、今現在は個別という形で検討しておるということでございますので、改めて訂正させていただきたいと思っております。

申し訳ございません。

それと、ただいまの御質問でございます。この分につきましては、私も今朝から新聞を見させていただいております。

この子宮頸がんワクチンの対象年齢につきましては、本ワクチンは輸入ということになっておりますので、現時点でも入庫が制限されているというような状況でございます。

ワクチンの供給状況にも非常に問題があり、一応中学一年生から中学三年生までという形でさせていただいておりますが、国の対象は中学一年生から高校一年生までということでございます。

個人通知につきましては、中学一年生から中学三年生までということで行っておりますが、高校一年生の希望者、もちろん申込みがあれば、そういった旨を受けるということで、広報あるいはホームページ等で報告させていただくという予定をいたしております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）わかったようで、わからない、わかりにくい答弁だと思うのですが、しっかり検討していただきまして、一人でも多くの方が接種できるような体制を要望して、次の質問に移らせていただきたいと思えます。

質問二、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の三ワクチンの予防接種について。（一）平成二十三年度の実施について。イ、予防接種の無料化について、市長に所見をお尋ねいたします。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）山口議員の質問にお答えさせていただきます。

子宮頸がん等ワクチン接種に対しては、国からの臨時特例交付金が補助されますが、これは平成二十二年、二十三年度のみであり、基準額の九割の更に二分の一となっております。

一人当たり、子宮頸がんワクチンは一万五千九百三十九円で三回接種の必要がございます。ヒブワクチンは八千八百五十二円で四回、小児用肺炎球菌ワクチンは一万一千二百六十七円で四回と高額であり、市の負担も高額になること、また任意予防接種であることから、県内では一割程度の自己負担を徴収する市町村が多くなっております。

当市といたしましては、できるだけ多くの対象者が受けやすくするためと、近い将来定期予防接種化になることも考え合わせ、全てを公費負担での実施を考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）大変ありがとうございます。

今無料を、市長、考えておりますということで、他市に比べますと全然違うのですね。他市は一割程度の負担を、個人負担に求めています。子宮頸がん一割負担一回千五百円、三回受けなければならぬ。四千五百円が掛かってくるわけです。そして子供さんが二人おれば、その倍が掛かってくる。それやったらもう受けやんとこかと、もう接種しないでおこうかという人がたくさん増えてまいります。

今市長がおっしゃっていただいたように、無料になれば、多くの方に接種していただいて、この病気を防げるということでございますので、市長の

答弁に感謝申し上げます、またこの市民のための行政を更に続けていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

三つ目でございます、三、安全な飲料水の安定供給について。(一)簡易水道の普及について。ア、事業の現状と予定について担当部長にお尋ねいたします。

○議長(川村家廣) 上下水道部長。

○上下水道部長(辻本衡司) 失礼します。

二番山口議員の御質問に、自席から失礼してお答え申し上げます。

一番の簡易水道の普及について。アの事業の現状と予定についてでございますが、平成二十二年度におきまして実施をしております国庫補助による簡易水道事業は、西吉野町白銀北地区と陰地地区及び大塔町の辻堂地区でございます。

まず合併前の平成十四年度に着手以来、事業を進めてまいりました白銀北地区は、平成二十一年度国庫補助の追加要望を行いまして、平成二十二年度に繰越施工をしたもので、二十三年三月末で完了となります。

これにより既に供用分も含めまして、五つの自治会二百二十六戸への給水が可能となります。

次に陰地地区は、平成十九年度に計画給水世帯数十六戸で、白銀南地区の飛び地区域として国の事業認可を受けまして、平成二十年度より工事着手を行っております。

陰地地区の計画の総事業費は約二億六千万円で、事業完了は平成二十四年度を予定しております。

事業の進捗といたしまして、二十二年度の末で約四〇パーセントとなっております。

平成二十三年度は事業の本体となる浄水施設建設を含むため、例年を上回る予算計上となっております。

次に、辻堂地区でございますけれども、辻堂地区は世帯数四十二戸で、宇井簡易水道の飛び地区域として平成十九年度に国の事業認可を受け、平成二十年度に実施設計により二十一年度から工事着手を行ったところでございます。

辻堂地区での総事業費は、約二億九千万円を計画しておりますので、そのうち平成二十二年度末で二三パーセントの進捗となっており、事業完了は平成二十五年度を予定しております。

また新規の計画としまして、西吉野町百谷地区の施設の老朽化に対応いたしまして、統合更新の事業計画を検討しております。

更にその他の水道未普及地域からの要望につきましても、費用面と併せて地域の事情に沿った対応可能な事業を精査し、要望にお応えできる事業計画を検討しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）事業の予定内容は今明らかになったわけでございますけれども、なぜこのような質問をしたかと言いますのは、一月の寒い時期に中井傍示という村へ行っていました。この村の年配の方が、パイプが凍って水が出ないということで、大変困っていらつしやる所を見受けました。行政で何とかできないものかと思いつながら、また二月十六日、その前日は多くの雪が降りまして天辻峠もまた辻堂でも日の当たらないところは雪が数センチ積っておる状態でしたが、せっかく辻堂まで行ったんだからという思いもございまして、今度指定管理されるデイサービスセンターにおおとうに立ち寄ってまいりました。

たまたまそこは週二回しか営業しておりませんでしたので閉まっておりましたけれども、大塔支所の職員が二人おりましたので、どうしたのか尋ねますと、保育所の水が凍って出なくなっておるんやということをおっしゃったのです。大変なことやなど、トイレなんかどのようにして流すのだろうと、保育所なんか毎日やのにな、というふうな思いをして帰ってきたわけでございます。

この公共施設がある辻堂地域でも、まだ簡易水道ができていない。近くの方に今利用している飲料水の現状を聞いてみますと、山の水、沢の水を取って、年間枯れることはないが、近所の方六軒ほどで、水を共同で取っていると。月に一度当番を決めて見に行っておると、本人は年二回ほど取水口まで見に行かなければならない。しかし年配でございますので、若い人にお金を払って、一緒に付いて行ってもらっていると。一人で行って帰って来られなかったら大変なのでと、こう言っておられた次第でございます。

高齢化率を調べてみますと、西吉野町で現在三六・九パーセント、平成十七年の合併前では三三・七パーセント、高齢化率が約三パーセント、西吉野では進んでおります。

大塔町では現在五一・六パーセント、十七年の資料がございませんでしたので、平成十九年では四九・五パーセント、それと西吉野町と比較してみますと、大塔町はまさに限界集落ということでございます。この限界集落の定義と申しますのは、六十五歳以上人口比五〇パーセント以上の方がおれば、限界集落、また五〇パーセント以上の方が共同体の機能維持が限界に達している状態をいうということでございます。ですので、限界集落という名前が付いておるわけでございますけれども、辻堂地域では今説明のあったとおり平成二十六年より簡易水道の利用ができるという話でございます。

そうでしたね。辻堂地域はもう待てない状況が迫ってきておるわけでございます。もう山にも行けない年配の方がたくさんいらっしゃる。

そこで、質問の三、安全な飲料水の安定供給について。(一)簡易水道の普及について。イ、早期完成に向けての取組について、市長にお尋ねいたします。

○議長(川村家廣) 吉野市長。

○市長(吉野晴夫) 山口議員の御質問にお答えいたします。

早期完成に向けての取組についてでございますが、平成二十二年度におきましては、陰地地区簡易水道事業、辻堂地区簡易水道事業と二十一年度より繰越しの白銀北地区簡易水道事業を実施いたしました。

平成二十三年度の予定としましては、陰地地区と辻堂地区の二事業の実施となりますが、陰地地区は浄水施設、本体部工事の完成に努め、これにより前年度に比べ増額予算計上となっております。

辻堂地区につきましては、歳入歳出全体予算のバランスを考慮に入れ、前年並みの予算編成を行った次第であります。

現在実施中の計画については、市の行政改革に基づく予算編成を念頭に置き、各地区の簡易水道事業を進めると同時に、他の施設の維持修理により長寿命化を図りながら、地元要望に早急に応えられるよう事業計画を遂行しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(川村家廣) 二番山口耕司議員。

○二番(山口耕司) 早急にということ、一年でも早くなるというふうに捉えさせていただいてよろしいでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

市の第五次総合計画の中に載っております、水道事業の仕組みということで、「蛇口をひねれば、いつでも、どこでも豊富な水を使うことができる水道。私たちの快適で豊かな暮らしを守るライフライン(生命線)として、とても大切な働きをしております。」という言葉が載っております。やはりこのライフラインをしっかり職員の方やっていたくださりまして、早期の実現をお願い申し上げます。

続いて、同じく質問に移らせていただきます。ウの質問でございます。

沢水を生活用水として利用していることについて、担当部長にお尋ねいたします。

○議長(川村家廣) 上下水道部長。

○上下水道部長（辻本衛司） 二番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ウの沢水を生活用水として利用していることについてでございますが、山間高地の一般的にはきれいな谷の水、これを生活用水とされておられる区域の方々は、先人から自前の水源地や、ろ過方式によりまして、地域ごとに生活用水の利用方法を理解され、引き継いでおられます。

しかしながら、過疎地域における自然環境の変化や高齢化によりまして、水源地やろ過施設の維持管理等がままならなくなってきているということも存じております。

市といたしましても、財政負担の軽減を図るためにも国庫補助事業での対応で事業検討を行うところですが、地理的な条件や事業費を考えますと、補助基準に準じた水道施設の建設というのは大変困難なところもございます。

したがって、それら点在する個々の地区につきましては、市の要綱にのっとり個人が共同で管理を行います飲料水取水施設の改修等に要する経費に対しての補助金を主として、現地の事情にあつた方法をと考えておるところでございます。

また施設の改修に必要な技術的対応や御相談などを行ひまして、近代的生活を営むため最低限の生活の環境整備に対応したいと考えておるところでございます。

以上で質問の答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 沢水を生活用水として利用していらつしやる方の現状もやや理解していただいておりますかと思うのですけれども、大塔町の水道供給施設に対する私見をここでちょっと述べさせていただきますかと思ひます。

大塔町は、急しゅんな地形に十八の大字が点在しております。この大字から大字までの距離が一キロメートルから一〇キロメートルと離れ、その間は、山や谷を挟み共同で水道施設を維持することは大変難しく、現在に至っております。

その状況は、現在現存の簡易水道施設が一箇所、これは宇井地域でございます。現在工事中が一箇所、辻堂地域。飲料水供給施設が三箇所、坂本の一部・天辻・殿野地域となっております。

その他の地域は、旧大塔村のときに、防火水槽への供給した残りの水の利用により生活水としていた大字、そして谷より沢水を二軒から十軒まで共同で自費により給水しているのが現状でございます。当然滅菌装置もなく、衛生上も良くなく、梅雨時、台風等の大雨のときは、泥水と化してしまいます。このようなことにより、水道に対する対策は、次のようなことが必要ではないかと思ひます。

一つ目に、地域の実情の把握ということで、限界集落も多く、簡易水道、飲料水供給施設以外の個人施設の維持管理が無理なように思います。住み続けたいけれども、現状の取水施設の維持管理が無理だという人の調査をお願いしたい。

内容は、高齢に伴い水源地まで点検や掃除に行けない。また水源地である取水口を直したいが、改修にお金の投資ができないなど、この調査をまずお願いしたい。

そして、対策といたしまして、補助要綱の追加、見直しでございます。先ほども申されましたけれども、簡易水道、また飲料水供給施設でもできない施設、小規模地域の補助は、三戸以上の施設で費用の四〇パーセントを限度額に設定しておるそうでございます。住民の多くは自分の年のことを考えて二の足を踏んでしまう。この限度額の見直しをお願いしたい。

以上、私見ではございますが、地域の実情の把握、補助要綱の追加の見直しを再度市長に見解をお尋ねしたいと思うのですけれども。関連で申し訳ございません。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私も田舎の地域はよく存じております。議員がおっしゃるように、風の吹いたあと、葉っぱが落ち、取り水から水が来ないということ。その葉っぱを取りに、もうよう行かないというような現実も私も経験しておりますね。

そういうところで、一日も早く限界集落に、またお年寄りに不便をかけないように規則は規則であろうかと思いますが、私の言うております財政も健全化してきました。まずは福祉関係にと思っておりますので、議員のおっしゃることも枠は枠として行政として負担すべきところは負担して、そういうところにも力を入れていきたい、そのように思っております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 前向きな答弁ありがとうございます。

先ほど上下水道部長もおっしゃって御りましたけれども、施設の補助の限度額の見直しを四〇パーセントであるということでございます。見直しをしていただきたいと要望を申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣） 次に、七番藤富美恵子議員の質問を許します。七番藤富美恵子議員。

〔七番 藤富美恵子質問席へ〕

○七番（藤富美恵子） それでは議長より発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり一般質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢についてでございます。

三月二日に新聞折り込みされた「とめるな改革、後戻りはさせない」という、ちらしの中から抜粋して質問いたします。

まずコミュニティバスについては、四月一日により一台走らせることになりました。しかしながら、この広い五條市、利便性を高める上でも三台は必要であると再度申し上げておきます。

そして、「ごみ袋の五〇パーセント値下げ」と書いてありました。あたかも市長が、ごみ袋を五〇パーセント値下げしたかのように書いてありますが、市長、あなたが提案されたのは四〇パーセントの値下げでございます。五〇パーセントの値下げは、議員が提案いたしました。うそを書いてはいけません。市民の皆さんには真実をお伝えください。

私は、厚生建設常任委員会でごみ袋大及び小の六〇パーセントカットを提案いたしました。一番良く使われる可燃用大のごみ袋の製作単価に販売手数料、自治会へのごみ袋減量化助成金を足しても、大は一枚十五円、小については同じく約九円。また事業所用大については製作単価に衛生美化協会委託料を足すと、約二十一円であることから、ごみ袋は六〇パーセントカットの大一枚二十円、小一枚十円を提案いたしました。

ほかに無償という意見もありましたが、審議の結果五〇パーセントカットで議員提案することになりました。そして可決され、ごみ袋は五〇パーセント値下げとなりました。これがごみ袋値下げの真実でございます。

市長が五〇パーセントの値下げをしたのではありません。市長、あなたが提案されたのは四〇パーセントの値下げでしたね。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 結果がそういうふうなことになったので、それは結構かなと思っておりますよ。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） はい、ちゃんと書いていただきたいと思えます。うそを書いてはいけません。

次、「国民健康保険税の税率据置きを決定」と書いてありました。市長は国保の基金、繰越金合わせて六億六千万円ある中で、国保の保険税を二〇パーセントあるいは二〇パーセントあるいは四〇パーセント値上げしたいと言って五條市国民健康保険運営協議会に諮問いたしました。

私は国保の協議会の委員でございますが、国保の協議会で二度にわたり審議した結果、四〇パーセントアップではなく、委員総意の下に今回は二〇

パーセントアップが望ましいと益田会長より市長に答申いたしました。そういったしましたら市長、あなたは後日「もう一年、もう一年値上げしない。」と国保の協議会の委員の皆さんに書面で通知をされました。私のもとにも届きました。これ、間違いございませんか、市長。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） はい、そのとおりです。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 国保の保険税の値上げは、据え置いたのではなくて先延ばしにただけでございます。これが国民健康保険税の値上げの真実です。

次にいきます。「中学生までの医療費無料化」と書いてありました。これははっきり言って、太田さんの、まあいわゆるパクリではないでしょうか。太田さんの後援会のリーフレットには「小学六年生までの医療費を無料化」と書いてありました。太田さんのリーフレットが出た後、吉野さんは後出しじゃんけんで太田さんに対抗し、市長選挙に通らんがためか、この市長選挙直前に中学生までの医療費無料化を打ち出してきたのではないのですか、市長。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私はそんな見ていません。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 市長、あなたはこの四年間、医療費の無料化を打ち出したことはございません。見え見えです、市長。

次の質問に移ります。「新金剛トンネルの国費での整備」と書いてありました。市長は、新金剛トンネルはもともと国の事業でやると言っております。ところが九月議会で市長は突然過疎債を使って、五條市の税金を使って五條市の事業としてやるということに変えました。ところが十二月議会でまたまた市長は言うことを変え、「新金剛トンネルは国の全額負担で、国の事業としてやる」と、また言うことを変えました。今後また、いつ言うことを変えるかわからない、軽い信用のできない市長の言葉ですが、私はトンネルを造って市長の言うように五條市が本当に過疎解消になるのか、過疎解消の特効薬になるのか、あるいは私が懸念するように、ますます過疎化が進むのかという疑問符がある以前に、果たして国費で国がトンネルを造ってくれるのか、借金だらけの日本に、新金剛トンネルを造るようなお金があるのかというのがもっと大きな疑問でございます。

現在、五條市では全長六二三メートルの栄山寺トンネル約十五億円、これ県の予算が付かずにとストップしております。それから下市宗桧線全長八〇メートルの小古田トンネル約十八億円、これも県の予算が付かずにとストップしています。

過日の二月二十七日、議長の代理で、橋本市で開催されました、国道三七一号バイパス建設促進決起大会に出席いたしました。市長、あなたも遅れて出席されました。この中で来賓の方が全長二、一〇メートルの新紀見トンネルに大阪府の予算が付かない、橋下知事がうんと言ってくれない。また、橋本市の木下市長は昨今の厳しい財政事情により、その着工のめども立っていないということでございました。新金剛トンネルの出口は河南町、これも大阪府でございます。国も府も県も、日本国中お金がございません。ありません。そんな状況で、新金剛トンネルに国は果たしてお金を出してくれるのでしょうか、市長。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 先般、大皇国土交通大臣のところへ要望に行ってまいりました。非常に素晴らしい考えだと、いうことですね。過疎解消のため、またこの紀伊半島発展のため、そして周辺吉野郡の観光のために素晴らしいことだと、お褒めをいただきました。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 私から言わせれば、新金剛トンネルは夢のまた夢でございます。高度成長期はもう終わりました。もうとづくに終わっております。今や日本の格付けも下がり、この間から下がりましたね、国が没落するかもしれないと、テレビ等でよく言われておりますこの現状で、また財政の大変厳しい大阪府にとってメリットの少ない新金剛トンネルに、橋下知事が予算を付けてくれることなどありえるのでしょうか、市長。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） はつきり申しまして、大阪府の予算じゃないですね。あなたが国、国と言いながら大阪というのはちょっと考えが違いますね。

そして私が何回も言うておりますように、この過疎をどうしますか。解消しなければならぬ、前向きで考えて国の判断、非常に素晴らしいところの前お褒めいただいただけです。そういうことですので、大阪府の予算に入るんじゃないです。三七一号とのこの認識の違いをわかってから質問してください。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） そうしましたら、河南町の負担は全くないということでございますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） それはいろいろ調査中ですのでね、もっと具体的にってから、今は国のお金で調査が二回も付いたということ、この現実をわかっ

てくれてますね、いろんなことを今調査しておりますし、先方も来られたと、それも事実ですね、共に頑張っていきたいと思います。先方の予算まで、そんなおかしな質問を今この場でするべきではないでしょう。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）トンネルは、入り口があれば出口もございまして、入り口の話ばかりをしておっても出口の話も同時にしないと、トンネルは掘れないわけですから、何も間違った質問をしておるとは私は思いません。

そして市長は、新金剛トンネルが開通すると大阪市内まで三十分、関空まで三十分と言っておられますが、新金剛トンネルができただけでは大阪市内にも関空にも三十分では行けません。三十分で行けるんですか、市長。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）また私の部屋に来ていただいたら説明しますけどね、ちゃんとそのようなルートがあるわけです。なんせ直進では五〇キロですね、大阪の中心地まで、直進ではですよ。また、その辺の地図をお見せいたします。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）私は河南町に行つてこのトンネルのことについていろいろ聞いてまいりました。そして、仮称南河内高速道路ができないことには、市長これ三十分で行くなどということは到底無理な話でございます。今のところ南河内高速道路は影も形もございません。

市長は新金剛トンネルが国の事業、あるいは市の事業としてできる、そして新金剛トンネルができれば、大阪へ、関空へ本当に三十分で行けるのか、ごとき市民の皆さんに言っておられますが、三十分では行けません。

そして新金剛トンネル、そんなことよりも、そんなお金があるならば、今度新しく建設される病院に産科はございません。産科はありません。これはもう決定したとことですが、市長トンネルが、トンネルが、と言っている暇や、そんなお金があるのならば、私は今度建設される病院に産科を作ること尽力すべきであるとそうに思います。

「大切です。五條市が。そして子や孫が。」と書いてありますが、市長が、本当に五條市が、子や孫が大切だといふのであれば、南和地域一市三町八村で新しく造る救急病院には産科を作るべきであると、このように申しておきます。

この病院のことにつきましては、後でもう一度質問させていただきますけれども、とにかく南和地域一市三町八村で新しく造る救急病院には、産科を作るべきでございます。

次に、市長の交際費についてお尋ねいたします。

市長の交際費は平成十九年度は七十九万一千五百二十四円、平成二十年度は七十三万二千四百円、平成二十一年度は六十八万九千三百七十九円、平成二十二年度は二月二十八日現在でございしますが、七十七万二千三百三十六円が使われております。

市長の交際費の内訳を見ますと、市の職員等の香料、病氣・見舞金が出されておりますが、これらは果たして市長の交際費に該当するのか、私は該当しないと思いますので、市民の税金である市長の交際費から出すのではなく、市長御自身の財布から出していただくべきお金であると思いますが、市長いかがですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 藤富議員の御質問にお答えいたします。

交際費とは市長等が市を代表し、行政の円滑な運営を図るため外部との交際に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費であることは御案内のとおりであります。

また交際費の支出につきましては、社会通念上、妥当であると認められる金額の範囲内において行うことは言うまでもありません。支出の内容や金額が市民感覚とかけ離れることのないよう、内規を定めまして適正な支出に努めておるところであります。

なお、榎前市長のときの交際費は六百万円でしたが、私吉野市長に就任した平成十九年度は三百万円になり、本年度は百万円にまで削減をしておりますことを申し添えまして、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 交際費を減らすのは、当然当たり前のことであります。

それから市民感覚と先ほど言われましたけれども、これは市民感覚から離れていると私は思います。

それから以前、榎市長にも市長と同じように、私は、これは出すべきお金ではないと、交際費から出すべきお金ではないと市長のポケットマネーから出していただくべきお金であるということで質問をさせていただいております。

そして、この中に御祝儀としていろいろたくさん使われておりますが、二万円を超えた金額だけを言わせていただきますと、平成十九年四月二十七日ビール代二万三千四十円、それから平成二十一年四月二十七日お茶・ビール代二万二千九十円、平成二十二年十一月二十九日お茶・ビール代五万九千六百円、平成二十二年十二月一日お茶・ビール代二万六千九百円、平成二十三年一月二十八日お茶・ジュース代五万八千百円、このような支出があ

ります。市長これらはどこに持って行かれた、どこに渡された御祝儀ですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 先ほど、算定に基づいて必要なところへ持って行ったということでございますね。

ただ私は、榎市長の六百万円から百万円まで削減をしてやっております。六分の一に削減をしたということでございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） その額の多い少ないを私は聞いておるのではございません。市長交際費のその中身について質問させていただいております。

それでは後日、住民監査請求をしたいと思います。

そしてまた、情報公開条例で市長の交際費を請求いたしましたら、マジックで黒く塗りつぶしたところが多々ございました。公金を使っているのですから、議員の政務調査費同様、何に使ったか、一円から使ったものは全て公開してください。公開できないようなお金は、市長の交際費を使うべきではありません。自分のポケットマネーから出すべきでございます。

議員の政務調査費も何に使ったか、一円から使ったものは全て報告しております。市長もマジックで塗りつぶさなければいけない支出は、全ての自分のポケットマネーで出すべきだと思いますが、市長いかがですか。

○議長（川村家廣） 傍聴人に申し上げます、静粛に願います。傍聴人は傍聴席において騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 全て慣例に基づき、必要最低限のみの交際費を使っておるということでございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 先ほども申しましたが、黒のマジックで消さなければならぬような支出は、これは交際費から使うべきではないと再度申し上げます。まして、次の質問に移らせていただきます。

入札制度の一部改正について、市長は建設業協会から要望があったとして、予定価格算出割合九四・〇パーセントから九六・九パーセントであったものを九八・〇パーセントから九九・九パーセントに引き上げました。

また、設計等業務委託の最低制限基準金額の算出率を六五パーセントから七〇パーセントに引き上げました。そして平成二十三年三月一日以降の入札より実施する通知を出しておりますが、まず、引き上げた根拠を市長にお尋ねします。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 要望が出されましたですね、大変苦しいという状況でございました。

そして私といたしましても、この不況の中リーマンショックがまだに続いておると、そういう状況の中で業界に少しでもということ、また行財政改革はできつつあるという私の実績ですね、一日も早く市民の皆様方に少しでも還元もしていかなければならないという中で、そういう要望に応えたということでございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 還元とおっしゃいますけれども、これ還元と言っていろいろ値下げしたり、されておりますが、ごみ袋の値下げ等については大切なことですから、これはやっていただいたらいかなと思えますが、還元、還元と言いますが、まだ五條市には四百五十億円、そういう借金がございまして、還元するにはまだちょっと早いと、いろんなものを還元するにはまだちょっと早い、それよりも先に借金を返すことの方が私はこれも大切ではないかなと思いますので、まず借金を返していただきたいと思えます。いろんなところに還元する前に。ごみ袋等については賛成でございますのでね。

また引き上げた根拠を今市長にお尋ねいたしました。いろんな制度を変える時期は普通年度が変わる四月一日からですが、なぜ三月一日から引き上げるようになったのか、なぜこの時期なのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 一日も早くという要望がございました。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） これらの引き上げもごみ袋の値下げ、国保の保険税の据え置き同様、市長が選挙に通らんがための市民の税金を使った選挙対策では市長ないのですか。市民の皆様がそのように言っておられます。

次の質問に移ります。

上野公園の指定管理者の選定についてお尋ねいたします。上野公園の指定管理者の候補者が選定されたようでございますので、お尋ねいたします。指定管理者選定委員会の委員はどなたですか。それから氏名もお答えください。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市上野公園の指定管理者の選定委員の名前というところでございます。

上野公園の指定管理者選定委員会の委員は副市長榮林勝美、中小企業診断士の西野宗治氏、学識経験者として、前五條市代表監査委員の岩城健氏、同じく学識経験者として公園の専門委員で技術士の工藤精一氏、それと私下村でございます、の五名の委員でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）指定管理者の申請者、及び選定委員会の審査結果をお尋ねいたします。

期間及び期間ごとの五條市の提案金額、そして申請者の金額及び点数、候補者の住所、氏名をお答えください。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）ただいまの藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

指定管理者を募集いたしました担当課といたしまして、申請のありました二団体の住所、氏名、そして五條市提案の指定管理料の金額及び申請二団体からの金額を申し上げます。

まず指定団体の住所、氏名でございますが、一つ目は、アスカ美装株式会社、代表取締役森脇信之、本社住所は橿原市醍醐町二九六の一、五條営業所は五條市相谷町五三一であります。

二つ目の業者は、スポーツショップマエダ、代表者前田達也、住所は五條市本町一丁目一の六四であります。

次に指定管理料がありますが、五條市からの提案の金額は、最初の平成二十三年六月一日から平成二十四年三月三十一日までの十箇月間につきましては、二千四百五十万円、後の平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの三箇年間、その一年分につきましては二千七百万円で、トータル期間三年十箇月におきまして、一億五百五十万円でございます。

それに対しまして、応募者のアスカ美装株式会社の提示金額は、最初の十箇月は二千三百万円、後の三年のうち一年につきましては二千六百万円、トータル三年十箇月での期間では一億百万円でございます。

次に、スポーツショップマエダの提示金額は、最初の十箇月は二千三百八万二千円、後の三年のうち一年につきましては二千四百二十一万三千円、三年十箇月の期間の合計は九千五百七十二万一千円でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）点数もお答えください。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）点数につきまして、私の方からお答え申し上げます。

上野公園指定管理者選定委員会での選定結果でございますが、アスカ美装株式会社が五百点満点で三百九十点、百点満点に直しますと七十八点。スポーツショップマエダが五百点満点で二百八十四点、百点満点に直しますと五十六・八点でございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）指定管理者制度の第一の目的は管理費の削減でございます。経費削減でございます。

今部長から上野公園の指定管理者選定委員会の選定結果を答弁いただきました。それによりますと、平成二十三年六月一日から平成二十七年三月三十一日までの三年十箇月の間の上野公園の管理委託料は第一の候補者アスカ美装が一億百万円に対し、第二位のスポーツショップマエダは九千五百七十二万一千円でした。スポーツショップマエダは管理委託料が約五百二十八万円も安かったにもかかわらず、第一の候補者にはなっておりません。アスカ美装は管理委託料が約五百二十八万円も高かったにもかかわらず第一位の候補者となっております。アスカ美装はスポーツショップマエダより何ができるように勝っていたため、第一位の候補者になったのか、その理由をお尋ねいたします。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）ただいまの七番の藤富議員さんの御質問にお答え申し上げます。

上野公園指定管理者の選定に係る審査基準につきましては、四つございまして、一つ目は事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保することができるかどうかについて、配点が十点でございます。

二つ目が、事業計画書の内容が最少の経費で公園の効用を最大限に発揮できるものであるかどうかについての配点が二十点でございます。

三つ目としまして、事業計画書の内容が最少の経費で公園の適切な維持管理を図ることができるかどうかについて、五十点でございます。

四つ目としましては、申請者が事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しているかどうか

かについて、これの配点が二十点でございます。

以上、四つの項目の審査基準に基づきまして、選定委員各位に厳選なる審査を行っていただきました。

五人の選定委員の審査表を集計いたしましたして、委員全員で協議した結果、得点の最も高いアスカ美装株式会社を上野公園の指定管理者候補として選定をいたしました。

議員さんがおっしゃるように、指定管理料の安さというのは審査の配点において大きな部分ではあるんですが、市民サービスの向上や安定して施設の管理運営を行っていただける人員や資産、経営規模などを備えているか等、総合的に審査をし、委員全員の総意をもって候補者を決定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）アスカ美装は平成二十一年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで五万人の森公園の指定管理者になっております。

五條市に指定管理者制度を導入した当初、五万人の森公園、上野公園、阿田峯公園の各公園は一団地で複数区分に応募することができました。その結果管理委託料が高いかかわらず、三公園全てランドスケープキーパーズが候補者になったという経緯がございます。

そのときアスカ美装は三公園全てに指定管理者の申請をしており、その選定結果は三公園とも全て第二順位者となったため、アスカ美装は市に対し、不服申立てを出しておられます。「選定が適正に行われたか疑問である。一位の団体に負けているとは思えない。評価が適正にされていないのではないか。記名式が通常であるにもかかわらず無記名での評価は不透明な審査ではないか。三施設とも同じ団体が一位であった。」等の不服申立てをしております。

そして、三公園の指定管理者第一位の候補者株式会社ランドスケープキーパーズは議会で否決となりました。その後、再募集をした際、一団体一公園の応募となりました。

平成二十一年三月議会では一団体一公園の応募、つまり複数の公園の応募ができませんでした。ところが今回アスカ美装は、既に五万人の森公園の指定管理者になっているにもかかわらず、上野公園の指定管理者に応募し、第一位の候補者となっております。今議会で可決となれば、アスカ美装は五万人の森公園と上野公園の二公園の指定管理者となります。

市はなぜアスカ美装の応募を受け付けたのか、一団体一公園の応募となっていたのではないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 藤富議員さんの御質問にお答え申し上げます。

公の施設の指定管理につきましては、公募を原則として市の広報あるいはホームページに掲載をして、広く募集しているところでございます。複数の施設を一つの企業にとり御指摘でございますけれども、県あるいは先進地の市にも照会をさせていただきました。その御意見では、あくまでも公募の形をとって選定委員会を開いて進めるので特に問題はない、かえって逆に制限をする方が非常に難しいのではないかなど、そういうような御意見がございました。そういうような意味合いで公募とし、募集要項にもその旨はなしで、五條市内に事務所を置く法人、その他の団体ということで、もちろん欠格条項は設けておりますけれども、それ以外の制限は設けておりません。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 公募となっているのはよく承知しております。私が今質問いたしましたのは、前回一団体の応募となっていたのではないのですか、ということでございます。なぜ今回、このようなことになったのか、それをお尋ねしております。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 前回、三つの公園を同時に指定管理に出すというような状況がございました。同時にどうか、同じ日に選定委員会を開いて決定していくというような、そういうようなことがございました。そのときにはきつと一業者一公園というような方向で、対応したのかと思えますけれども、その後、そういうような決め事も作っておりませんので、今回はそういうような対応は行っておりません。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 平成二十一年三月議会で、その当時の阪ノ上都市整備部長は再応募をする際、一団体の公園であれば多くの市内業者の育成や雇用促進につながるのではないかとこの提言があり、社会情勢を考慮し一団体のつき一公園の応募とし、他の公園の申請は行えないものとしたという答弁をされております。まあこのような経緯がございます。

今申し上げますように、もう既にアスカ美装は五万人の森公園の指定管理者になっております。その後も複数の施設の応募ができないと、私はこのように承知しております。部長、このこと御存じなかったですか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）藤富議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

当時、三つの施設を同時に、指定管理審査委員会を開くと、その時点ではそういうルールで進めたのではないかと思うんですが、引き続き今もそれをルールとした決め事を作っておるといふことではございませんので。そういうふうには私は理解をしております。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）私は一団体一公園の応募と、これが引き続き適用されるのかなと思っておりました。まあ今部長の説明ではそれではないと。これ、応募の、市長黙ってください、はい、ブツブツつぶやいておられます。静かにお願いいたします。

それでは、そしたら質問を変えます。

皆様御承知のとおり、過日、五條市中央公民館の金庫の中の現金五十三万二千円がアスカ美装の職員によって盗まれた事件がございました。アスカ美装は既に五万人の森公園の指定管理者にもなっておりますが、なおかつアスカ美装は五條市中央公民館それから西吉野コミュニティセンターの指定管理者でもあります。今回このような事件が起こったにもかかわらず、指定管理者であるアスカ美装にこの指定管理者の応募をさせたということについて、これは適当であるのか、ないのか部長にお尋ねいたします。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）失礼いたします。藤富議員さんの御質問にお答え申し上げます。

施設を指定管理にする場合、五條市と指定管理者の間に基本協定書ついているのを結びます。その中で業務に関して不正行為があった場合等につきましては、その対応としまして、期間を定めて改善計画を提出させる、そのように聞いております。その中で当然中央公民館の不祥事につきましては、改善計画を教育委員会に出して、その辺の対応は済んでおるといふ認識をしております。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）それでは、今回指定管理者であるアスカ美装の職員がこのような事件を起こしたにもかかわらず、アスカ美装は五條市中央公民館の指定管理者の取消しをされておられません。市はアスカ美装に対し、どのような処分をしましたか、教育部長。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

まずは今回の不祥事に対しまして、市民の皆さん方、とりわけ公民館を御利用されています皆さん方に大変御心配と御迷惑をおかけいたしました。

深くおわび申し上げます。

中央公民館における今回の不祥事に対しましては、教育委員会といたしまして指定管理者のアスカ美装株式会社には早急に現金等の取扱い、あるいは管理体制の見直し、または現状の把握と分析、その対策をとるよう指示を行いました。そして盗難金につきましては、協定書に基づきアスカ美装株式会社に弁償をさせました。

本年一月上旬にアスカ美装株式会社からの事件に係るてん末書の提出をいただき、同じく一月にアスカ美装株式会社に対しまして、地方自治法等の法令に基づきまして指定管理者としての自覚、そして職員の指揮、監督に努めて指定管理業務を適正に遂行するとした書面書による指示書をもって指しをいたしたところであります。

以上答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）改善計画を提出させる。それからてん末書、指示書。このような事件があったにもかかわらず、文書による注意をただけですか、市は。そうですか。

私は、なぜ五條市中央公民館のアスカ美装の指定管理者の取消しをしないのかと。今回のこのような事件は、五條市上野公園指定管理者応募要項の第六または中央公民館の指定管理者応募要項の「第六 無効又は失格」の「一九 その他不正な行為があった場合」に該当すると思いますが、該当しませんか。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）藤富議員の御質問に再度お答えさせていただきます。

今回、職員個人の不正があったのは事実であります。前回、委員会等でも御答弁させていただきましたけれども、そのアスカ美装自身の、全体として例えば業務が遂行できないほどの社会的な責任があったというふうには認められませんので、今回は指定取消しには該当しないということで、現在適正な管理をしていたらというふうには理解しております。

以上答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）該当しない。十分該当するんじゃないですか、市民の皆さんにそのようなこと言われましたら、きっと通らないと思いますよ。

先日私が食事をしておりましたら、五條市民の方が、このような事件を起こしたアスカ美装に対し、なぜおとがめがないのか、まあ古い言葉ですけどね、おとがめというのは。そのまま言わせていただいたら、「なぜおとがめがないのか、おかしい。」と、大変怒っておられました。

その不正を起こしたその職員は、アスカ美装の職員でございますから、やはりこれは会社が責任を取って指定管理者の取消しとか、やっぱりそのような対処が、私は処罰が必要だと思います。もう一度答弁お願いします。

○議長（川村家廣） 檜内教育部長。

○教育部長（檜内成吉） 再度、七番藤富議員の御質問にお答えいたします。

その指定管理者としての本来の業務の継続が困難になったという状態であれば、指定管理としては不適切であると考えております。

その個人が、今回そういう盗難を、窃盗をしたということに対しては刑事責任的なものが、また会社といたしましても、その職員を雇っておったということで、その管理責任というのがあるというのは十分承知はしておりますけれども、そのことによって会社はその職員に対しては懲戒解雇をし、そして弁償させたということです。その職員については、刑事的には不起訴ということをお聞きしております。

以上、いろんなところをトータルいたしましても、その中央公民館の管理業務自身の継続が困難になっていないというふうに判断させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） その個人を雇っていた、その事件を起こした人を雇っていたのはアスカ美装でございますから、やはりアスカ美装もこれは責任を取らなければいけないのではないのでしょうか。弁償しただけで、指示書を出しただけで、こうしなさいよと指示書を出しただけで済むとは思いません。市民はこんなこと納得していません。

また過日、教育委員会の職員が体協のお金、合計三百七万九千五百八十三円を横領した事件がありました。これも弁償し、職員は分限免職となりました。そのとき職員は十分の一を二箇月、あるいは十分の一を一箇月の減給処分となったのではないですか。やっぱり連帯責任というか、その人を雇っていたのはアスカ美装でございますからね。やっぱりこれはちゃんと対処を、処罰を与えるべきだと私は思いますので、今回の上野公園の指定管理者にアスカ美装はふさわしくないと考えますので、私は賛成できません。

ところで、市長より指定管理者候補者不選定通知書を出していると思えますが、選定しない理由はどのような理由で何と通知されましたか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 選定しない理由ですね。「選定委員会により選定されなかった。」と。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富議員） はい、間違いなくそのような選定理由かと思いますが。

しかしながらね、市長、「選定委員会に選定されなかった。」このような理由は大変おかしくありませんか。これでは理由がさっぱりわかりません。選定委員会がなぜ選定しなかったのか、その理由を述べなければならぬのに、「選定委員会により選定されなかった。」このような理由は選定しない理由にはなりません。

先ほど部長より説明していただいたように、具体的な理由をちゃんと、選定しない理由として相手方に送るべきでございます。まともな理由をちゃんと書いて通知していただきたいと思えます。

そして平成二十一年三月議会でも申しました、提案いたしました。何よりも公平公正さを期するために、選定委員の人数を増やし、不透明な審査と言われることのないように選定委員は無記名ではなく記名式にし、誰がどのような評価をしたのかわかるように、評価が適正に行われるようにしなければなりません。

最初選定委員は八人でしたね。今は五人に減っています。しかもそのうち職員が二人も入っています。選定委員は公平性、透明性を高めるために人数を増やし、記名式にし、全員外部の方をお願いすべきだと思いますが、市長いかがですか。

まず人数を増やすことについてお答えください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 一緒にもう人数と考えるときますね。

人数は増えるに越したことはないですね。そして最初に市会議員が入っておりますね。なぜ拒否されたんですかね、こういう大事なこと。やっぱりそういうことは議員さんも入ってますよ、我々も入れよと言うのがええのに、自分からいらんって、こんなあほな話ですね。私は八人でも十人でもいいですけど、必ずや市会議員の先生方も三人ぐらいは入っていただきたいと、それが当然だと思いますね。またそういうふうな考えを持っているたどくのが当然だと思います。そやったら選定委員のときも、またアスカ美装のときも、そういうときにも一度御判断していただけたらええんじゃないかなと思いますよ。だから何でもかんでもあないやこないやと言うんと違うてね、ひとつそういうことで、自分らの参加ということも考えていただ

けたらいかかなと思います。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）ちよつとはつきり覚えておりませんので、よくわかりませんが、その議員が拒否したっていうのは、それは私には理由はわかりません。

まず人数を増やすことについてお尋ねいたしましたけれども、それでは人数は今後増やしていくということで、市長よろしいですか。（「はい」の声あり）そうですね。はい。

次に無記名ではなく、記名式にすることについてお尋ねいたします。お答えください。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）それはまた皆さんの御意見で記名式、それだったら議員さんもちゃんと入って、そして私はするべきで、あなたが覚えていないと言ふんやったらはつきり言うときましよう。議員さんの方から拒否をなさったと、私はそのように記憶はしておりますよ。だから八人でも十人でもいいです。記名とおっしゃるんだったら議員さんも当然入ってね、それよりも議員さん、私が今要求しとんやから、その拒否する理由はないですわな、大事なことやから。どうですか、藤富議員、あなたも入ったらどうですか。そして記名式でいきましようよ、率先してね。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）それでは入れてください。率先して入らせていただきます。

それから最後に、選定委員は職員を入れずに全員外部の方にするについて、これについて市長お答えください。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）これはいろいろ選定委員の中の構成ということですね、あちらこちらのこういう委員の内容を参考にしております。

また先ほどの拒否したときの理由も、大体こういうようなマニュアルに沿って返事をするということでございます。

我がまちだけがあないやこないやという理由を書くと、またそれによって批判もあるうかとも思いますので、いろんな先例を参考にしております。

そういうことで今までやっておりますね。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）他市いろいろやっておられるところ当然ございます。第三者のみ、とにかく職員を入れずにやっているところもございますので、

五條市も公平公正さ、透明さを期するために職員を入れるのではなく、全員外部の人間で選定される方がよろしいかなと思います。

それはなぜかと申しますと、選定される前から指定管理者は誰になるかもう決まっていると、こういう言葉をよく耳にいたします。

市長は公平である、公正であると大きな声で胸を張って言えるのであれば、そのあかしとして選定委員の人数を増やし、記名式にし、選定委員は全員外部の方にお願いすべきであると、そうしないということは不正があると疑われても仕方がないのではないのでしょうか。

続きは予算委員会の総括でさせていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

最後に、南和医療の現状について。県立五條病院、町立大淀病院、吉野町国保吉野病院の公立三病院を一つの救急病院と二つの地域医療センターに再編するということで、県と南和地域一市三町八村で南和の医療について協議されておりますが、部長に南和医療の現状についての説明を求めます。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）七番藤富議員の質問にお答えをいたします。

第三回南和の医療等を考える協議会が二月十七日に開催され、基本理念の確認、運営形態、施設の整備方針案、受益と負担、医療機能の取組について協議され方向性について承認されました。

基本理念は、「南和の医療は南和で守る」という、第一回の協議会で合意された事項の再確認であります。

運営形態につきましては、安定した新体制への移行と、早急な新体制への構築を考え、一部事務組合で地方公営企業法を全部適用することが望ましいとの内容になっております。

施設の整備方針案につきましては、救急病院と地域医療センターの場所に関する候補地選定に向けての条件、ポイント等が協議され、今後情報提供のあった場所について客観的に評価するとしております。

受益と負担につきましては、初期投資費用として百三十億の概算が出され、国からの財政補助等を可能な限り利用していくとともに、運営費用につきましても、既存施設、医療機器、人材の活用を行うこととして、今後更に具体化を進めるとしております。

医療機能の取組につきましては、地域の救急を断らない病院、専門医療については、消化器系がん等は予防・診断・外科的療法・化学療法を基本とすること、地域での対応困難な糖尿病患者の入院受入れ、小児医療は三病院の小児科医を集約することによる医療機能の充実、脳卒中・急性期の心筋梗塞は現状維持、周産期医療は当面は分べんに関しては新設された医大のメディカルベースセンターと連携し、めどが立てば再検討を行う。ほかに、

へき地支援・災害医療・在宅高齢者医療等の医療強化を図ることとしております。

地域医療センターでは、需要の高い長期入院機能をもち、ニーズの多い内科と整形外科の外来を継続することとしております。

更に協議を重ね、四月以降に第四回協議会が開催されることとなっております。

以上で答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）今部長に説明していただきましたが、今度建設される救急病院には、またもや産科がないということで、これはもう決定だということでございます。分べんはできないということでございますが、部長、その理由の説明をお願いします。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）七番藤富議員の再質問にお答えをいたします。

五條市の出生数は、年間二百人余り、南和地域全体でも四百人強の状況でございます。

現在、南和地域の公立病院においては、妊産婦検診、分べんには対応しておらず、県内の医療機関、橋本市内の医療機関を受診いたしております。

協議会におきましても、分べんに対応することについて、協議を検討いたしました。安全な分べんを実施するためには最低二名の産科医、二十四時間対応するためには産科医四名、助産師四名程度が必要です。

全国的な産科医不足の中では、その確保は困難であると考えられます。また現実問題として、南和地域の出生数の減少は避けられない状況でもあり、運営上財政的な問題も大きなウェイトを占めざるを得ないところでもございます。

今後めどが立てば、産科医療について再検討を行うことといたしております。

以上で答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）産科医等の確保が困難であるとか、また採算の面でも合わないとか、いろんな理由があると思いますが、お隣の橋本市、橋本市民病院には産科があり先生もおられます。要は南和地域一市三町八村の長が本当に産科を必要と思っただろうかだと思っただろうか。本当に産科が必要と思っただろうか。であれば、医師がいなければ医師をどうにかして見つけてくるべきだと思っただろうか。採算が合わなくても必要なものは赤字になったとしても、作るべきものだと私はそのように思っております。

一市三町八村の一市、五條市の代表である吉野市長は南和地域に新しく建設する救急病院に産科がなくても仕方がないと、そう皆さんと判断されたわけです。

産科は新しく病院を建設する時点で作っておかないと、めどが立った時点で再検討などということは、今後ますます人口が減少していくことが予想される中で、めどが立ち再検討する時期など本当に来るのかと。私はまずあり得ないことだと思えます。

結局吉野さんは、南和地域に新しく建設する救急病院に産科がなくても仕方がないと、そのように判断されたということで、私は理解いたしますが、新しく建設される病院に産科がないなどということは、市民の皆さんは納得されません。

終わります。

○議長（川村家廣）吉野市長。（「答弁は求めておりません。」の声あり）

○市長（吉野晴夫）いやいや、そういう自分で勝手に決めたらあきませんよ。私は産科も必要やと申していますよ。申していますよ。あなたが今、一人でそうしてね、ちよっとそれは訂正してください。私の言うてないことまで、産科は必要ないと、市長が思っているというようなことは、全くのうそですからね。私は思っております。（「七番」の声あり）

○七番（藤富美恵子）思っているようですが、思っていないからうが、これはもう部長、決まったことではないのですか。

○議長（川村家廣）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）藤富議員の御質問にお答えをいたします。

今現段階で数回にわたっていると協議会の中で議論をさせていただいております。

最終的な結論というよりも、この前の二月十七日の協議会の中では、そういう方針を出したということでございます。ただ、場所の問題とか、いろいろな問題を含めて、まだまだこれから詳細については検討する余地は当然ございますが、今の段階では産科は基本的には当面見送るというような方針でございます。

以上でございます。（「はい。」の声あり）

○議長（川村家廣）以上で、七番藤富美恵子議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十六分休憩に入る

午後一時三十一分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員の質問を許します。五番太田好紀議員。

〔五番 太田好紀質問席へ〕

○五番（太田好紀）ただいま議長から発言許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずその前に先般五條市内において発生した高病原性鳥インフルエンザウイルス感染に対し、素早く対処していただいております地元の皆様、五條市の職員及び県職員の皆様、JAの皆様、そして関係各位の皆様に、昼夜に問わず御尽力いただいておりますことに心から深く感謝を申し上げます。

一応の山場を越えたというのですが、感染拡大と風評被害対策を県と共に取り組んでいただいで、早期に終結できますよう心からお願いをする次第であります。

では、質問に入らせていただきます。

南和医療圏の公立三病院について。（一）公立三病院の位置付けについて質問をさせていただきます。

県と南和地域十二市町村は南和の医療等に関する協議会を発足し、地域の医療体制再編に取り組んでおられます。現在二案の設置場所が提示されており、案では急性期に偏っている県立五條病院、町立大淀病院、町立国保吉野病院の公立三病院を一つの救急病院と二つの地域医療センターに再編することになっており、県と十二市町村は平成二十三年十月に一部事務組合を設置し、新三病院の経営体制を構築、二十六年の四月をめどに職員の身分移管と経営統合を行うとされており、初期投資費用は概算で百三十億円であります。

その中で、救急病院と地域医療センターの設置場所はA案、前者は更地に新築、後者は国保吉野病院と五條病院の改修、B案、前者は五條病院現地建て替え、後者は国保吉野病院改修と更地新築の二案が示されています。このことを踏まえて市長は、公立三病院の位置付けをどのように考えている

のかお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

趣旨は太田議員のおっしゃった「南和の医療は南和で守る」ということでございます。

私といたしましては、一番人口の多い五條市に基幹病院、また五條病院の建て替え、そういうことを一番に考えております。

そして、総合的に産科も、小児科も、全ての科ができるようにと望んでおるわけでございますし、この前の会議におきましても、五條病院を基幹病院という発言を知事の前でもさせていただきました。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 藤富議員と重なる点もございませけれども、御了承願いたいと思います。

市長の答弁では救急病院の候補地としては、既存の三病院の交通のアクセスと立地条件とか、いろいろそういう整備に関することを基本前提と考えているということが、先ほどの藤富議員の話の中にもありました。

今ちよつと私が疑問に思ったことは、この五條病院に産科、小児科を置くということでありませけれども、これは藤富議員と重なるところでありませけれども、先ほど市長の答弁とそして部長の答弁がいささか食い違っているのじゃないかなど。協議会の中ではもう産科はしないと協議決定をしたと。今後に関しては、候補地とかそういうところの決定をしていくという形で進んでおられますけれども、先ほどの市長の答弁は、最後に部長が言ってくれた答弁とは全く食い違っていると。僕は当然、部長が言ったことが正しいと思っております。だから、今産科、小児科は別としても、産科という位置付けについて、そんなこと言っていませんよという、先ほどの市長の答弁がありましたけれども、実際協議会の中では産科は予算的にも、いろんな形の中でも、できないという形の中で削除された、こういうことを私も聞いておりますし、先ほどの部長の答弁からもそういう話がありました。

実際のところ、産科に関しては市長、どちらが本当のことなのか、再度御答弁を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は先ほど申したとおりでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）その辺が市長、話が食い違っているのですよね。

ほかのところを私もちよつと聞いたのですけれども、もう産科はできないと、医師のことも踏まえて到底できないということで、この投資額百三十億の中においても、その中には産科という形は入れていないことを聞きました。だから、担当部長もそういう回答をしていたと思うのですけれども、それが全然違うんです、市長。だから真つ向に、それを市長がまるつきり認識をしないのか、わかっているのか、そこらのことがね。最初から産科は必要ないと。先ほど部長の答弁では五條で約二百人、南和を入れて大体四百人ということで、このくらいおるんですよ。五條市内でそんな産科がないという基本的なことを考えたときに寂しい話です。まあまあ五條市が二百人としても、結婚してどこかに嫁いだ人が帰って来て、また子供を産むということも考えられることです。そやからそれ以上のことが考えられることと私は思っておりますけれども、それを考えたときに市長、まるつきり内容が違うんですよ。始めから、財政的なもの、それは産科の先生も不足をしているのは十分認識をしています。しかしながら百三十億も投資して、南和の医療を考えていくという形の中で、産科がないということ自体が根本的に私は、最初からね、それは一応できあがった形の中でいろんな子供の産科、必要であるかという議論をその後を考えていくならばわかりますけれども、最初から産科は必要でないというような形で決定をしたと、こういうふうに私は聞いておるんですよ。部長もそういう答弁をされました。ただ市長は、違うと言っておられますけれども、協議会としてはどんどん進んでいるわけですね。協議会としては。だから市長が知らないという無責任な回答が僕はちよつと納得できないのですけれども、そういう形で進んでいるのだから、市長が今ここで「いや、俺は産科を絶対置いてもらうんや。」と言っても、流れるに協議会ではそういう形で進んでいると、産科は置かないと。こういうふうに進んでいるわけです。それが先ほどの部長の答弁やったと思うのです。だから市長、まるつきり認識をしていないのか、わかっているのか、その会議のことの認識は、多分。部長、会議には市長も入っているのですか。入っていないのですか。入っているのですか、ということとは、わかっているということですね。（議場に声あり）協議会には入っている……うん。そやけどそういう形で進んでいるわけですね、市長。実際のところ。だから、そういう形になった、最初からね、今からでも遅くありません。これね、そんな形で産科が初めからね、百三十億も投資してね、これから南和医療を考えると、三つの病院を踏まえてやっていく中で、産科も初めからないという、まして子供はおるわけですよ。また嫁いだ方も帰ってくる可能性もあるわけですよ。そう考えたときに、やはり産科は必要じゃないかなと私は思っております。

だから今、協議会の中でもそういう形で進んでおられますけれども、それを市長、再度この方向性を変えていただけける、そういう形にはできないのでしょうか。部長の答弁では、もう間違いないという形で進んでいると、私もほかのいろいろなところから聞いたら、当然産科は含まれていないということをお聞きしました。そやから今後二十三年度にかけて、また二十六年にかけているとそういう形で進めていく。今度は場所とか候補地とか、

どういう形の中で、先ほど言ったようにA案、B案という形の中で、五條病院を建て替えるのか、更地のところに建て替えるのかという、これからそういう核心に触れた議論をしていくだけであって、実際中身のことは百三十億という一つの形ができあがってきているわけですよ。そこには産科は入っていないということなんです。市長。だから、どうか五條の中にも産科がないというのは大変寂しいことでありますし、ほとんどの人が橋本に行っているというのが、今の現状であります。だからこれから新しく、市長は今現状のところへという話がありましたけれども、それだったらやっぱりあそこに産科も含めて考えていただくということは、考えられないのでしょうか。

再度、市長の答弁を願います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 何回も言うていますね。産科は私はやりませんと、何回も言うています。皆さんも必要やったら、市長ええ考えやなど、俺らも市長の考えに付いて行くよと言わなあきませんわなあ。私は一度も産科は要りません、参加はしていませんよ。（笑声）私はずっと言うていますが。あなたも言うとなやったら市長、共にと、頑張ってくださいよと、それを私は言うてますが、何回も産科は、小児科も全部診てもらおうということを言うていますが。あなたは部長が言うたって、勝手に、会議も別ですよ。私の方が上の会議でやっとなですよ。わかりますか。最終決定はまだまだ先でございます。産科は求めていっています。だから、太田議員、藤富議員、共に私の意見に従って共に手を携えていくのが、あなたたちの務めじゃないですか。今後とも（議場に声あり）まだしゃべっています。私が言うているんやからね。朝からも言うたでしょう。産科は必要ですよ。よう言うてくれました。今、答えを与えていただけで、産科は必要。小児科も必要。いいですか、そういう形で五條病院の位置へ基幹病院も持つてくる、これは変わりません。まだ決まっていますよ。決まっているんやったら、その文書持つてきてください。決まった、決まったとかね、保険料も、健康保険料も上がれへんのに、上がるようなとかね、（「議長、答弁以外のことを言っていますよ。」の声あり）黙つときなさい。そういうことですよ。私、はもう一度言います、産科も小児科も五條病院の位置へ、基幹病院を持つてくると、この考えは変わっておりません。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） そしたら、部長、先ほど答弁されたこと、再度確認するのですけれども、今市長は決まっていなくて、こういうように言っています。

先ほど部長が言うた答弁と全然整合性がないのですよ。実際の話。苦しい答弁になるのかわかりませんが、先ほど言ったことが違うのか、今言うている市長の答弁とは違うのか、どうなのか、大変これ問題になると思うのですよ。実際の話。また総括でこの話はどんどん続くと思うのですけれどもね。ただこれだけきちつと明確にね、こんな形の中で、市長はそういう考え方を持つても市長一人で決められることではないですからね、実際の

話。自分が一人しこつても、協議会の中で決めていくことですから、ただ五條市として市長はそういう形で言ってくれているのかもわかりませんが、先ほどの部長の答弁とは真つ向に違うわけですよ。誠に悪いのですけれども、部長、再度その辺のことをお答え願えますか。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）太田議員の質問にお答えをいたします。

この産科の問題につきましては、協議会が設立した以降、医療部会、あるいは幹事会等々で数十回にわたりまして、協議をさせていただきました。その幹事会の中でも当然副市长が座長となり各市町村の副市町村長が集まって、いろいろと議論をさせていただいております。その中で当然五條市の方は、産科が必要であるということ、これはもちろん当初からいるとお話をさせていただいております。今もまだそういったお話も当然させていただいております。ただ方向性として、今の協議会の中でもこれが一番妥当では、現実的ではないかなということ、現在にきておりますが、先ほど市長がおっしゃったとおり、最終的な結論、これはまだまだ協議会もございますので、その中で決定はしていくのかなとは思っております。

しかし今の段階では、協議会の中では、具体的にはそういう方向が一番望ましいのではないかなということをございますので、御理解いただきたいと思えます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）先ほどとちょっと変わりましたね。先ほど言ったことちゃんと議事録に残っているんでね、部長。だから言いにくいのはわかりますけれども、協議会の中で、一つはそういう方向に進んでいるという形の中で、こんな議論よりも、まず市長も産科を求めているということであれば、私は大賛成ですし、当然産科はあつていただきたいというのは、当然の話です。だから今言うような形、当然部長の苦しい立場もわかりますけれども、今そんな形の中で、市長はまるつきり、協議会やそういう形の中で進んでいるということの認識をまずしていないわけですよ。自分だけの形の中で産科を求めていると言っても、協議会全体から考えたら今先ほど答弁した、藤富議員のときに答弁したのが真実の話でしょう。だからそういうことを議論しても仕方ないことですから、ただ今言うように、まだまだの形の中で、産科を入れてもらう。確かにそういうことになることによつたら先ほど答弁があつたように、先生の問題とか、またお金の問題とかいろいろなこと、全てのことに関わると思えますけれども、まずは、基本的に産科は入っていたらいい、そういう一つの流れから今後の方針を決めていただきたいなと私は思っております。

そして、市長の先ほどの答弁を聞きますと、現状の五條病院のところ建てるのが望ましいということですね、市長。考え方は。となれば、今の県

立五條病院というのは、大体二ヘクタールしかないということですね。今の百三十億の考えの中では、大体四ヘクタールが必要であるということ。ならば、当然二ヘクタールは、この規模では小さすぎるといふような、そういう話も聞いております。しかしそうなった場合、現状が難しくなるのじゃないかというのが、私は一つの不安を持っています。

それと先ほどからもアクセスの問題。これは南和医療という総合的な考えをしたとき、やはりそのアクセスも踏まえた形の中でということも、これから協議に入っていくことを言われておりましたけれども、そこらを踏まえたときに本当にそれが守っていけるのかなど。当然私は五條のあの場所に継続をさせていただきたいと、そやけどその一部分は耐震補強もされていないということで、当然やり替えなければならぬ部分がありますし、新しく病院を建てて一つにするには、四ヘクタールの土地が必要であるというのが概算で出ているということも聞いております。そうなった場合、あの倍の面積の土地が要るといふことなんで、そこらを踏まえて市長はどういうふうな考え方をされているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 先ほど太田議員が自らおっしゃったように、一案、二案とあって、A案、B案ですか、その中に五條病院も入っておるといふことですよ。あなたにあそこあかんとか、ええとか言うのじゃなくて、A案、B案の中に五條病院が入っておるといふことでございますから、御心配なく。

（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） だから、そのA案、B案の中でも、大体新しい病院を建てる場合は四ヘクタールが必要だと、そうした場合、そのアクセスとかいろいろをこれから協議をする中において、何回も言いませんから、その答弁をしてくださいよ。そういうことになったときにおいて、この該当にちやんと当てはまるのかなという私は不安を持っているわけですよ。だからそこの今A案、B案という一つの指針が出されていますけれども、それがね、本当に今五條病院をあつ場所に置いていただきたいという仮定の中で、それをちゃんと示されていくのかなという、そこの方向性は市長、どう考えているのかということを知りたいです。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 現実にA案、B案がありまして、五條病院の位置もわかっていただいていますね。五條の市会議員やったら共に頑張っていこうと、さつきから話を聞いておれば、なんかよそに持って行きたいような、ね、産科も要らんような形、共に一致団結して五條病院で、できるだけ基幹病院を持つてくるように頑張っていこうじゃないですか。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）市長ね、言葉をごまかして、いつも本当にそういうことを思うのですけれども、ごまかして。

私は、産科はしてほしいし、別に五條病院をほかに移転せよと言うておるんちがうんです。ただそういう形の中で、四ヘクターも必要な土地だからどういような形で市長はこれから対応していくのかなという、不安を持って質問しているわけです。だからそういう中途半端な言い方を私はしていませんし、移転をしようとかそんなこと一切思っていないよ。ただ今そういう形の中で、これからどんどん、南和全体のことを考えていく中において、本当にその位置付けをどのように市長は考えていくのかなという、そういうことを私は聞いているのですよ。

だからA案、B案という形があって、そういう形で進める中で、やはりその条件整備ですよ、これから。アクセスの問題とか、そこらの全体的な問題をどうしていくかということは、本当にそういう条件に当てはまるのかなと、そこらのもっと形を考えていかなくは、また面積的にも今言うたように、今の状態では苦しくなるということであります。だからそういうことを踏まえて、五條のあそこ場所に置くのだったらそれなりの整備も、またいゝるんな形の中で考えていかなくはならないと私は思っています。そこらの市長の考え方を再度お聞きしたいと思えます。

○議長（川村家廣）吉野市長、いろいろ案があるということで、現状が二ヘクター、四ヘクター要ると言うているので、その答えをまずしてあげてください。吉野市長。

○市長（吉野晴夫）そういうことも踏まえてA案、B案の中に五條病院が入っておると。太田議員の四ヘクターでないとかかんというのであったら、五條病院はもう入りませんよ。どこでどのように聞いたのか知りませんが、五條病院が二つのうちの一つに入っておるということは審議会でも可能性があると入ること入るのであって、審議会の中で決めていくことでありますから、私はそういう中で、先ほどの繰り返しでございますが、現状のところで基幹病院としてちゃんとやっていってもらいたいということ、その私の意見も取り入れていただいた中で、あの五條病院ということがあるんですよ。四ヘクター以下が駄目だというのだったら、もうあの中には載りません。わかりますね。載っておるといふこの現実、市長よく頑張ったということ、あなたも共にね。周辺にも土地がありますし、そういうことでもうにかしてあそこに基幹病院を残してやっていくという努力が必要でしょう。地元の市会議員として、ね、手を携えて私の配下で頑張ってください。頼みますよ。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）私はあなたの配下に入ることはありませんし、私はチェック機関の議員として、正しいことを正しいということで、議論するだけの話であって、ただ今言うたように五條病院はやっぱり県立五條病院、五條にあります。現在の位置にやはり残してほしいというのは私も願っているこ

とです。

そういう形の中で、まあいろいろ議論しても仕方がないことですけど、市長ね、産科の問題も踏まえて、やはりそこらはちゃんとした主張をしていただきたい。また部長、こういう市長ですので、やっぱりちよつと認識が足りませんが、もうちよつと指導していただいて、やっぱり産科の問題も踏まえて、またこの場所に建てられるような五條としてのこれからの条件整備からいろんな形を考えていくべきだと私は思っておりますので、それも踏まえて前向きな形で、私たちは当然五條に住む人間として、当然あそこに、あの場所にあっていたいただきたいというのは私らも当然のことです。だからそういうことを踏まえて、ただ五條市だけで決められない。南和医療全体ということでありまして、その位置付けというのは私は五條に主軸を置いていただきたいと思うのは当然の話ですので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

そして二つ目の質問に入ります。

指定管理者制度について。五條市上野公園についてでありますけど、これも先ほど指定管理者制度のことで藤富議員からも質問がありました。私は本当にこの指定管理者制度ということに対してちよつと疑問を持っています。

先ほどの藤富議員の話を総合的に判断しますと、当初、指定管理者制度が始まったときに、三公園を一つの業者が取った経過があります。そのときは分散をしてやるべきだと、一社がやるべきじゃないということで、決まったことを一旦白紙に戻して、再度一つ一つの業者が取ったという経過があります。これは先ほど藤富さんの答弁からもあったわけでありまして、それが基本原則だと私は思っております。指定管理者制度というのは、よりサービス向上とより安くが基本前提だと私は思っています。そういう形の中で考えるときに、今の制度、私は一番最初のとくにあれだけ入札のことでもめて、変えた経過があります。もしこれが二つ、三つと併せてその業者が取ったときにはどうなるのかなと、例えて言えばね。そういうことを考えたとき、ちよつとおかしいのじゃないかなと、最初の趣旨とは外れてくるのではないかなという思いが私にはあります。

そして、法人及び団体ということでもありますけれども、この評価、前回のときはやはりお金のウエイトを上げよということで、お金のウエイトを上げたはずですけれども、ただ法人、または団体、いろんな条件整備を考えたときに組織の大きいところ、規模の大きいところ、経営力の豊かなところ、財政的に豊かなところとなれば、当然法人格の方が強くなるわけです。となれば、一団体では取れなくなってしまう。もう大きな法人組織のところしか取れないというような状況になっていくと思います。だからそうなったときに、全てが偏ってしまう。現実同じ業者が幾つも取っているわけでありまして、そうなった場合、五條でもいろんな業種、いろんなところがやっぱり厳しい状況に陥っているわけです。少しでもいろんな仕事をしたい、またいろんな形で働きたいという人がおります。そやからより多くの人に分散するという、一番最初の趣旨が何か偏ってしまったのではな

いかなど、だから同じ業者が取ってしまう。そして大きなところは当然それだけの組織力も財政的にも、また経営的にもいろんな形の中でずば抜けている。そんなところしか取れなくなってしまうというのが、現状じゃないかなと思います。そうなった場合、偏ってしまうということで、今回のような形の中で、金額が三年でも五百幾らですか、安くても取れない、いささかこれは何と言ってもおかしいのじゃないかなと、一団体一施設という基本原則から考えれば、今のやっていることはおかしいのじゃないかなと思いますし、一番最初の原点に戻ったとき、あのときにやり直した経過は、そういう経過から、一つは一つの団体には一つやと、それと当然安い方がいいやないかという、あのときも相当な金額の差額が出たにもかかわらず、結果的に高いところが取ってしまったと、当然それがおかしいということで、議会としては納得ができないということで、あの当時は再度見直していた。それが今回になってまた同じことの繰り返しをしているのじゃないかなと、私は思っているのですけれども。一番最初の原点に戻った一団体一施設、あのときはたまたま三つ出たからそういう形になったのかわかりませんが、それなら一つ一つ出していったらみんな取れるということになるわけです。そこらのところを答弁、どういうような考え方で今まで進んだのか、再度藤富議員と重なると思いますけれども、お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 太田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

太田議員さんがおっしゃいましたように、一つの業者が多く公の施設を取っていったら中小の零細業者は入る場所がなくなっていくのではないかと、この御指摘だと思いますが、ただ現実の話としては、やっぱりある業者が一つの公園を取って、また二つ目の公園を取るというような形になりましたら、当然スケールメリットという部分も出てきますし、その辺はおっしゃるようには業者は取りやすい状況にはなってくるわけですが、指定管理者の先進の市であるとか、また県であるとか、その辺にそういうような状況について確認はしたのですが、一つの業者が幾つもの市の施設を取ることについて、何か制限を設けるとか、公募で除外するとか、そういうような規制を設ける方が現実の話としては難しい問題ではないのかなと、そういうふうな御意見をいただきましたので、その辺の部分を参考にいたしまして、今回の対応ということになっておるのが現状でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 部長ね、その制約とかいろいろあると思うのですよ。規制を設けることが難しいということですからけれどもね、今の五條市の中を見たときに、本当に商売人の方もいろんな形の中で大変苦しんでおると。そういう形になったらより多くの人にそういう仕事で働く環境とか、そういう形

でやってもらう人を手厚くするのが行政じゃないのですか。大きいところがみんなそれこそ取ってしまって、本当に小規模なところは何も取れない。もうちょっと手厚い行政のやり方も大事じゃないかなと、今の答弁の規制がということになってきたら、その基準でいけば、もう大きなところしか取れないと、そういうことになってしまいますよね。大きいところは何個でも取れるわけですね。実際取っていますね、今現実的に。そうなった場合、やはり五條市としてもそういうこれだけ厳しい状況でみんな苦しんでいるんですよ、部長。だからそういうところには、手厚いというよりもある程度分散できるような、みんなに行き渡るような形にするべきじゃないかなと私は思うのですよ。それでなかったら、どんどん同じ業者が取ってしまうと。そしてらもう法人の大きなところしか取れない。そういうところは組織力もあれば、今言うた財政的にもいろんな形で強いですよ。文書一つにしたかって完璧に作るかもしれない。そしてら、本当に身近な人がまるつきり取れない。まちの商店街の中の小さなところがしたいと思っても、また組んでやろうと思っても結局その人らには絶対なんぼ出して勝てないというのが、現状になってくるのではないかなと。そうなった場合、全てが偏っていくということになるので、そういうやり方では到底私は理解も納得もいかない。一番最初の原点に戻ってやっぱり考えていただきたい。一団体が基本ということだね。それが一番最初のときの考え方やったのではないですか。僕はその当時、質問したからよくわかっているんです。より安いのが基本前提でしょう。（議場に声あり）そんな形の中で、そこらを徹底した形の中でやってもらわなくては、もうみんな受皿があるところの一部に決まってしまうと、一般の方が全然受けられなくなってしまおうとなってきたら、行政ってやはり公平平等な形でしているのが当然ですけども、より大きな企業が勝ち残って、小さいところは全て削除されるような形になっていくのではないかなと、もうちょっと手厚い状況にするべきじゃないかなと私は思っております。部長、そう思いませんか。……うん、そやし、その当時の部長じゃないのですけれども、その当時の一番最初のときの部長もそういうことをちゃんとやっていてくれるわけですよ。先ほど藤富議員の質問の中にも出ていましたけれども。そのためにあのとときにころっとやり替えたという経過もあるのだから、それを今の形に戻していかなくてはね。これから先も全部そういう形になってしまうということなんで、そこらも再度考えを変えていただかなければ、今後もっと市民からも不満が募ってくるのではないかなと。またそういう形で理解も納得もできない人が出てくるのではないかなと私は思っております。

また角度を変えて聞くわけですけども、上野公園の指定管理の審査はいつあったのか。また、何時から何時までやったのか、ちょっとそれだけお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） ただいまの太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

上野公園の選定委員会は二十三年二月二日にございまして、午後一時半から始めまして三時過ぎに終わりました。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）二月二日一時三十分から、これは多分二社でしたね、それが終わったのが三時過ぎと。先ほども藤富さんやったか、決定通知書というのはいつ出されましたか。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）二月四日付けで二社それぞれ合格、不合格の通知を出させていただきました。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）私、なぜこういうことを聞くかと申しますと、二月二日一時三十分、三時過ぎに、その時点では審議会で合否が決まったわけですね。

そしたら、このメンバー五人というのは一番トップが副市長でしたかな。それであと四名ということですね。これは通知に至るまでに、吉野市長がその日の四時過ぎに、その業者のところに行つて駄目だったと、通知は四日付けで、そやけど二月二日の四時過ぎにはもう市長が自らそこに行つて話をしている。部長、これは市長にいつ報告をされたのか。されていないのか。その日に報告されたのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）ただいまの太田議員さんの質問なんですけれども、公園管理の募集をいたしました担当課といたしましては、その結果報告を市長に報告する義務がございませんので、選定委員会の方から市長に報告するようになっております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）選定委員会の会長は副市長ですね。そしたら三時過ぎに会議が終わつたと。副市長、そしたら市長にこの報告をされたわけですか。再度お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）委員会としては報告していません。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）委員会としては報告していないということは、個人的にしたということですか。それはないですか、個人的にも。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）記憶はないですけれども。委員会としては、委員会の結果は書面でいきますので、それはございません。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 五名の方、副市長と森本部長、あと三名の方というのは誰ですか。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）今の太田議員の質問ですけれども、中小企業診断士の西野さんと、学識経験者の岩城さん、それと学識経験者の工藤さんという三人です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）だからおかしいなど、私は思うのですけれども、二月四日付けで合否に対して通知を出すということなのに、二月二日に一時三十分からアスカ美装とマエダスポーツ店ですか、三時過ぎに終わったと、四時過ぎには、それを報告に市長自らが行っておるのですよね。

市長に聞きますけれども、そういうことがあったのか、ないのか、ちよつとお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫）そういうことは一切覚えておりませんね。記憶にございませんね。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）記憶にないということはあったかもわからないということですか。記憶にございませんというのは、あったかもわからないということですか。きちつと行ってくださいよ。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫）記憶にないということは、記憶にないということでございます。

……二月のこと、（「二月二日」の声あり）もう一箇月前ですか。記憶にないですね。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田議員。

○五番（太田好紀）ちようど私、役所の前を歩いていまして、市長が歩いているのをたまたま見たのですね。市長、あるところから。そこへ私が「何し

に来とったんで」と、聞いたなら「いや、もうあかんようになったって、言いに来たんや。」と。こういうことがあったので、事実なのですよ、市長。今知らないと言いますけれどもね、二月二日の一時三十分からその審議会で協議をされて、四時過ぎには市長が行っているわけですよ。そんなことを言い。それはちよっとおかしいでしょう、市長。公平性に欠けているでしょう。公平性に。というのも、当然審議会として二月四日付けで通知を出しているにもかかわらず、その会議をしたその後すぐにそんなことを言っていると、これはもう不正があったとしか考えられないですよ。実際の話。一国のあるじとして忘れたのか何か知りませんが、記憶にないということですから、私はちゃんと見ていますから、市長が出てきたところを。何しに来ておったのかなと思って聞いたらそういう話でしたのね。まるつきり長としての、それと守秘義務、それは怠慢ですよ。一国のあるじとして、公平性もないしちゃんとした審議会がちゃんとしてそれだけしたとしても、そのこと一つにしても汚点が付いているわけですよ。もうちよっと慎重にするべきだと思いますし、長としてのやるべき行為じゃないと私は思っています。もうちよっと慎重に、市長としての形を整えてやらなければならない、知らない、知らないでは通りませんよ、市長。やっぱり自分の行動というのは責任を持って行動しなくては。それが市長の行動一つによって、今度審議をされた皆さんにも迷惑がかかっている。公平公正にやっていると思えますよ。しかしながら市長が…、（議場に声あり）後ろ姿ですよ。すっと出て行ったので。後ろ姿しか見ていません。顔を合せたものではありませんので。（議場に声あり）市長ですよ。見ていたらちゃんと。市長というのはちゃんと認識ができていますよ。市長が来たとはつきり言っていますから、確認したら（議場に声あり）違いますよ。だからそんなことをね、みすみすなこと…、（議場に声あり）私が答弁していますので、黙ってください。こういう不正があったということは、到底許し難いことで、審議会の皆さんがそういう形でやっているにもかかわらず、（議場に声あり）

○議長（川村家廣）市長、静かにしてください。

○五番（太田好紀）これは、私は到底納得できないし、こんな形がまかり通るならば、これから長としての…、僕は行動に対しては理解も納得もできないし、そんな形で市長として、やるべき行為じゃないと私は思っています。これは市長が記憶にございませんと。事実、見て確認もとっています。記憶にございませんと、無責任な答弁しかできないという市長の情けなきに大変がつくりします。この件に関しては、審議もありますし、こんな形では到底通ることはないと思っていますすけれども。こんなことがまかり通るようなことでは、納得ができないと私は思っております。そこらから市長ね、自分の権限も態度も言葉一つもちゃんと慎重にやっていたらいいなと、公平平等な形の中で、皆さんが見ても公平平等やと納得できるようなそういう形にしていきたいと思えます。

次に、三つ目、合併特例債について、平成二十六年年度までの対応についてでありますけれども、平成十七年九月二十五日に合併をしました。そして

合併特例債約百七億円、これが有利な起債であります。今まで聞きますと、約三十億近いお金を使っているわけですが、まだ七十億ちよつと使っておりません。別に使う必要はありませんけれども、合併の約束の中でいろいろ協議された中分があります。例えて言うたら、消防庁舎もその中に入っております。市長ね、この合併特例債、有利な起債ですよ。これを昨年の九月には過疎債でしたか、使うということでもいろいろ言うていましたけれども、この百七億円のうちの七十億どのようにするのかと、もう期限が迫ってきております。この消防庁舎にしても、議会は全部ではありませんけれども、今井のところは建設するということ、市長は丹原に建設をするということになっておりますけれども、このまま、平行線のままでいきますと、合併特例債が流れてしまう。そうなった場合、五條市の財政状況が厳しい中で、建てられるという状況じゃないということなんです。特に消防庁舎に関しては、生命と財産を守る、東南海地震がいつくるかわからない、そんな状況の中で、もし耐震補強もしていない今の消防庁舎、地震が起きてあの建物が崩壊した場合、助けにも行けないのですよ。私は箱物行政はいいとは思いませんけれども、でも生命と財産を守る一番大事なかなめ、この消防庁舎の建設を合併特例債、有利な起債で建てるようになっていくわけです。それをいまだに市長は丹原や、議会は全部じゃありませんけれども、今井、四億円も投資した土地のところに建てるべきだと言っているにもかかわらず、いまだに平行線のまままきっておるわけです。これがあとずつと続けば、この合併特例債という起債が流れてしまう。そうなった場合、こんな有利な起債を使わないで、一般財源を放出してできることないでしょう。市長。一体この合併特例債を市長はどのように考えておられるのか、消防庁舎を含めて、例えて消防庁舎のことを言いましたけれども、ほかの事業も全部含まれています。そのことを踏まえて、あと三年足らずしかないわけですね。三年の間に七十億の事業ができますか。まだ一回もそういう協議もされていないと、普通大概そんないるんな事業をする場合、当然年月をかけて着実に一つ一つ進んでいくけれども、まだ合併特例債についても何もされていない。

もう一つ言えば、この庁舎の問題もそうですよ。庁舎も。約四十億、これも合併特例債に入っています。するか、しないかそれも明言は避けています。私がこの土地の購入のとき、扇隆の横の土地を買うときに、この庁舎をどうするのかと、建て替えるのか、ちゃんと根拠があってあの土地を買うならいいですけども、ということをおっしゃっていただいた。それは昨年ですよ。それにもかかわらず、この庁舎のことも一切議論がされていない。もう三年しかないんですよ。市長。もしこの庁舎を建て替えるという市長の考え方であれば、これは耐震補強されていないから全部つぶさなくてはならない。そうしようとすると、どっか移転場所を考えて仮市役所を造らなければならぬ。その土地、いろんなことを考えたとき、そんな簡単にできないのですよ、市長。就任して四年足らずがもうたつてきますけれども、そんな合併特例債の議論一つもしてないです、市長。どうするのか、このままだったら本当に有利な合併特例債が使えなくなってしまいます。そこらの市長の考え方をまず、お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 消防署については、太田議員の言っている御指摘の今井のところは、東中学の約一〇〇メートルそばで、サイレンの音、救急車の音が非常に学校教育に私は支障を来すと、また上には高圧線があり、生徒の通学路にもなっておるといふこと。そして太田議員が大地震来たとき、そのときに古い大川橋が、また下田橋が崩落したときのために五條市を大きく分けて南と現状の消防署を建て替えて危険を分散させておくと、また五條病院をあの場合という一環としても丹原地区と今五條消防署のあるところを建て替えて危険を分散するというのが一つの目的でございます。

そして、何回も測量させてくれという予算計上はしておりますが、議会の方で否決ばかりでございます。これはね、これは御存じですね。そして合併特例債、消防庁舎は十七億くらいですか、こちらでも建てればもつと要るかなと思っております。

そして、また川端のし尿処理場、これも肅々と進んでおり、周辺整備を併すと約三十億ですね。そういうような建て替えて含めてし尿処理場は要るうかと思っております。

そういうことも踏まえて、まだ四年がございませう。後世に残る建物をその位置をとということでございますので、今井地区は、私は子供の教育を守るために丹原、また危険を分散するために丹原がいいと思っておりますのでね、まず合併した西吉野にでも少しも近いという配慮もいたしておるわけでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「全然言うとする趣旨違いますよ。僕が言った質問、聞いてないんですか。」の声あり）

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 庁舎も一番最後に考えたいと思っておりますが、まず消防署、し尿処理場、これは前から言うておるようなことでございますし、そういうところからしていきたいと思っております。だから、庁舎も踏まえてね。し尿処理場の本体は二十億ほどかかりますね。環境整備はいろいろな形の中で十億近くかかるのではないかと思っております。ざっとですけれどもね。そして消防署が十七億ほど、そして本消防署も建てたら大方七十億近くいくのではないかなと思っております。そして庁舎のことも考えていかなければならないし、我がまちは合併特例債と同時に有利な過疎債も入りますから、それも考えながらまず消防庁舎もまず測量から入って、そしてそれが駄目だというような形が自然かなと思っておりますが、何回測量予算を出しても、議会が反対しておるといふことも、これも事実でございますね。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） この際申し上げます。太田好紀議員の一般質問の残り時間は三十五分でございます。五番太田好紀議員の質問を許します。

○五番（太田好紀） あかね、市長ね、今私が思うのは、有利な合併に関わった起債であって、今約三十億使って約七十七億が残っているという。今から

庁舎のことも考えると、いろいろ言っていますけれども、こんなすぐ簡単にできないですよ。移転の問題とか、この場所に造るにしても、その間どうするかとか、最低二年はかかりますよ。事前の準備として、だからいろんな形の中で、いろいろあるとしても、これだけ七十億の事業をね、今ね、いろんなところでやるにしてもこんな遅いですよ。もっと早くから、市長が就任してから、合併特例債というのがあるのだから、当然議論をしなくてはならないですよ。それを一切していないでしょう。消防庁舎のこと、わいわい言っていますけれども、今話が出たら話しますけれども、サインみたいな小さくしたらいいだけです。防音ガラスにしたらいいだけです。あのとときの体感のあの人はほとんど「やかましくない」ということもデータに出ているわけですよ。そんなことばかり言っただけね。

それともう一つ、一番最初に言ったのは丹原に持っていきつつ。この現状を市長は言っただけです。その反発があったから、両方に建てるというような形になってきただけで、最初は丹原に持って行ってこっちはつぶすということを、最初市長あなた言っていたのですよ。それが北側からいろんな不満が出たからほんだらこっちにも置くという。こんな近くで、二つ必要ですか。まだそれだったら西吉野に置いてもらう方がもっと大事ですよ。今大塔にあるような分署のようにね。今の庁舎から丹原への距離何キロありますか。それが果たしてこの財政状況が厳しいときに、それがいいと考えられますか。それやったらまだ例えて大谷議員がよく言っていましたけれども、西吉野に分署を置く方がよっぽど有利ですよ。救急の場合は六分三十秒で行かなくてはならないという基本原則がありますけれども、そんな近くに置いて何の意味があるのですか。だから、財政が苦しいならもうちょっと知恵を使ってくださいよ。自分の思いだけの状況じゃなくて、まして議会の意見を尊重しながらやっていたきたいなど、そうしなくては無駄なお金になってしまいうでしょう。四億円も投資しているんですよ、あの土地。後の有効利用どうするのですか。そんなことも一つも考えてないのですよ。市長。だから無責任ですよ。実際の話ね。だから今言ったように、時間的に余裕がないから、もっと合併特例債の位置付けのちゃんとした形を、もっと担当課と協議をした形の中で進めて、一つ一つしていかなければならない。その協議を何もしていないのですよ。そうでしょう、市長。

それと今し尿の話が出ましたけれども、これも合併特例債にするわけですか。この中には入っていないのですね。合併特例債の中には、し尿のことは入っていないですね。副市長。そんなこともわかっていないのですよ。市長。合併特例債というのは、ちゃんと一つの基本が決まっているのですよ。し尿もそない、って言うてね、こんなまるつきりわかっていない市長を（議場に声あり）申請したら、違いますよ、そんな簡単にできません。できません。変更する場合、全て地域審議会にかけて全部やっていかなければならないということになります。だからそんなこともわからないままに事業はできないということなんです。市長。だからこれね、この七十七億というまだ起債が残っておりますけれども、それ以外で市長が平成二十一年五月十五日に言っているわけですよ。二百二十三億、この事業をしなくてはならない、市役所の庁舎四十億、消防庁舎十七億、し尿処理施設四十億、

ごみ焼却施設五十億、西吉野福祉施設三億、JR五條駅の整備と南北連絡道事業四十億、新大川橋三十億、新墓地整備三億、全部で二百二十三億、これをやると。そのときに議員さんか質問したと思うのですけれども、優先順位はどれかと聞いたら、全て一番やと、こんな事業をしていたらまたまた大借金になりますよ。しなくてはいけない部分は当然ありますけれども、そやけど市長が考えているこの二百二十三億ってとつもない金額なんですよ。それも合併特例債とは別に考えなくてはならない、一つは過疎債とか有利なそれもある場合がありますけれどもね、ただそういう一つの方向性をまるつきり進めていないのが現状でしょう。だから早くちゃんとした形を七十七億という形で使うか。使わないなら使わないでいいんですよ。でもこんな有利な起債を今五條市の中でどういう形で使うべきかというのを、もう決まっているわけですよ。それなのに議論もされていない。協議もされていない。まだ四年あると、四年の間に七十億の大事業ができますか。やればできるかわかりませんが、一つ一つ段階を踏んでやっていくのが、行政のあり方じゃないですか。余りにも無頓着で何もわかっていない、思いつきでころころ変わっていくというのが、今の吉野市政でしょう。だからそんなことよりも、まずはちゃんと着実な計画のもとに、合併特例債の中の一つの基本が決まっております。それ以外に吉野さんが言っている二百二十三億、これは重複されますけれども、それ以外のことも踏まえてどうしていくのか、それをどこにもっていくのか、その財源はどうしていくのかということと優先順位を決めて一つ一つ進めていかなければ、こんな事業一遍にはつばとできることじゃないですよ。市長。だからもうちょっと市民の税金を有効に使えるような形の中で、もっと真剣に考えていただきたいなど。何も考えていないでしょう。考えているんだら、こんな早く協議会を作るんりの形の中で、庁舎どうするんだと、今議会で消防庁舎のことどうなっている、このままではあと三年足らずだと、建てられない、これだったら合併特例債を使えない。どうしよう、どうやったらいいって、いろんな議論をしないで、我だけが突っ走ってしまつて、月日がたつばかりでしょう。そのことによつて市民に負担を与えるわけですよ。市長。まして消防庁舎は生命と財産を守る大事な庁舎ですよ。それを早くしない。まして今では対応ができない、あの古い庁舎では。大塔へ分署へ行かしたりとか、いろんなことを配慮しながら部屋も造り替えたり、そういう形をしているわけですよ。そんな無責任な形でまだ四年あるという、こんな無責任な話は到底市長、できないですよ。だから、総務部長、誠に悪いのですけれどもね、私の言っていること理解いただけますか。だから今市長は四年間あるというけれど、こんな四年間で七十七億の金を今のこの事業を全部すぐせえと言つてできるものじゃないでしょう。だからそこらね、総務部長、頭になっているんな課と調整しながらやつてもらわなくては、もうむちゃくちゃになってしまう。今でも私は遅いと思つています。一遍にこの事業全部やれて、できないですよ。そう簡単には。いまだにこういう状態で置いているわけですよ。いや、しなかったらしないでもいいんですよ。当然しなくてはならないやつが、必要な分があるでしょう。そういう分を作つて、早く協議会なりなんなり、合併特例債の形をどうしていくのか、いつから進めるのか、優先順位は、まずどれから始

めていくのか。そやけど私は何が先にと言ったら、これは消防庁舎の建設だと思っています。そやからそういうことも踏まえて、今の段階では建てられないのですよ。建てられるような、どういう形にしたらいのかというそういう議論もされていない、ただ我だけ張って月日が過ぎてしまつて、最後に誰にしわ寄せ来るかといつたら、市民にしわ寄せ来るだけです。そんな形では駄目だと思うので、部長悪いのですけれども、市長それだけの能力も私は、やる気があるのかないのかわかりません。でも、現実にしていないということは、まるつきり無頓着であるし、そんな七十億が簡単にできると思っているのか、私はわかりませんが、今でも遅いくらいですよ。そやからこの消防庁舎も言いましたけれども、庁舎にしてもそうですけれども、全てどういう形にしていくかという一つの方向性をきちっと出して、どういう形でやっていくか、全てをやり替えるのか、それとも移転するのか、いろんなことがあると思うけれど、そんな議論さえしていないのに、何も前に進んでないでしょう。その間に起債が流れてしまつたら、どうにもできない。今の五條市の財政ではね。できないというのは、一番総務部長が御理解していただいているでしょう。だからそういうことを踏まえて、早急にそういう組織を立ち上げてもらつて、どうするかという合併特例債の中のちゃんと決まったことがあります。それ以外に今市長が言われたように、し尿の問題とかいろんな別の分もあります。そこらを踏まえてどうしていくのかという、ちゃんとした方向性を早急に出していただいて、そして議会に示して、そして早く進めるような形に対応していただきたいと思ひます。市長、よくそういうこと。もしできないのだったら総務部長に任して、無責任な対応をしないでやっていただきたいと思ひます。

以上です。終わります。

○議長（川村家廣）以上で五番太田好紀議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、午後二時五十五分まで休憩いたします。

午後二時三十九分休憩に入る

午後二時五十六分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十四番大谷龍雄議員の質問を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番大谷龍雄質問席へ〕

○十四番（大谷龍雄） それでは議長の許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、高病原性鳥インフルエンザ問題についてでございます。

質問する前に申し上げます。このたびのインフルエンザ感染が発生した発生農家及び関係農家の皆さん方には心からお見舞いを申し上げます次第でございます。

また、殺処分した鳥の埋却処分に関係しまして、大変協力、同意をいただいております農家の皆さん、関係者の皆さん方には、併せてお礼を申し上げます次第でございます。

そして職責とはいえ二十四時間態勢で頑張っていたいております、県職、市職の職員の皆さん、関係者の皆さん方には心から慰労を申し上げます次第でございます。

それでは質問に移ります。

まず（一）紀の川市で発生以後の感染防止対策についてでございます。

質問は時間を有効利用しなければなりませんので、私の方から具体的な質問を申し上げますので、それに絞って答えていただきたいと思えます。

開会日の本会議場での議運委員長に対する答弁、その他それ以前の説明によりますと、二月十五日に紀の川市で鳥インフルエンザが感染したという疑いが発生してからですね、同じく二月十五日、五條市に対策本部を設置していただいております。その中で、養鶏組合の皆さん方に集まっていた注意を呼び掛けていただいておりますけれども、この十五日の養鶏組合の皆さん方に対して行った注意事項の中身を、ポイントを絞って明らかにしていただけますか。

それともう一つは二月十六日、畜産関係車両の消毒ポイントを設置されました。上野公園、郡山のJA奈良、五万人の森、大淀町の農林振興事務所、この設置をしたことを畜産関係車両の皆さん方にどのような方法で連絡されたのか、連絡の内容を答弁していただけますか。

それとですね、二月十七日には養鶏組合の組合役員の皆さん方と情報を共有しながら自主防衛の話合いをしたということでもありますけれども、この日の自主防衛の内容ですね、どういう話をされたのか、答弁していただきたいと。

それと二月二十二日には、養鶏組合の皆さん方に消毒薬とかその他の配布をされておりますけれども、このとき配布されたのは何と何かを答弁い

ただきたいと思えます。まず、この点で答弁いただけますか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員さんの一般質問にお答えをさせていただきます。

まず一般質問にお答えする前に、今日、午前中に高病原性鳥インフルエンザ被害の再発防止と市民への速やかな情報提供を求める決議をいただきましたことは大変有り難く感謝をいたしております。

そして、今御質問いただいた中で、まず十五日に紀の川市で発生してすぐに対策本部を立ち上げました。紀の川市と五條市は約三〇キロメートル離れておるわけですが、距離にかかわらず、五條市は畜産が大変盛んでございます。奈良県の四割を占めておりますので、その対策として、まず対策本部を設置しました。そして畜産組合の方に注意喚起ということで、これは紀の川市で発生したからというんじゃないに、それ以前に鳥インフルエンザは各地に発生をしておりましたんで、家畜保健衛生所から畜産農家に向いては、随時注意喚起と自己防衛と言いますか、自分で自分の養鶏所は管理するということが、そこはしておりました。しかし、市としても市の組合の役員さんにまず自分の鶏舎周りの消毒とか、自分が鶏舎に入るときの自分自身の十分な消毒、そして鶏舎の消毒。それと鶏舎自身がいろんなネットが破れているとか、そういう部分があつて野鳥が入るとか、それに付随した形が起らないように十分自主防衛していただくように、そういうことでお願いをしたわけでございます。

そして、十六日の消毒ポイントのお尋ねでございます。消毒ポイントは五箇所ということでございますが、当初は、県は一箇所でございます。当初一箇所、上野公園の第二駐車場に設置するというのが当初の県の意向でした。私は、それは駄目だと、それでは二四号だけになると、そこから山麓線から来る分、吉野から来る分、そのデیفュエンスをしてもらわなければ困る、ということも言わせてもらいました。そして結果、その二箇所の追加も認められ、郡山に一箇所が設置され四箇所、その後五條で発生してから一箇所北部で追加になって五箇所と、まあそういうことでございます。

その消毒ポイントは当初は昼だけでございましたが、五條市で発生してからは二十四時間態勢、県も市の職員も一緒になって頑張つてやっておりました。ただ非常に今の作業は大変でございます。そういうことで消毒ポイントについては、今は業者の方でもらうということにはなっておりますが、当初はそういう形で取り組んでおりました。

そして、十七日の会議、これにつきましても、自主防衛ということを重ねて、その後紀宝町、そして京都府でも鳥インフルエンザが確認されたところ、こういうことは奈良県でも起こらないのは不思議ではないのかなというふうな状況でございましたので、再度お話をさせていただいたということでございます。

そして、そういう中で二十二日に配布というのは、畜産農家の方に自主防衛をしつかりしなさいよという意味等も込めまして、消毒薬として消石灰五本とパコマ五本を配布させていただいたということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）注意事項はやはり鳥インフルエンザの感染は大体今までの調査研究の中で、感染した野鳥がやはり感染源ではないのかと。また、感染した野鳥や鳥のふんや、そのふんに混ざっている菌が車とかその他人間の靴の裏に引っ付いて感染されるんじゃないかということが、現時点での調査結果になっていますから、消毒等ネットのいわゆる強化等々については適切ではなかったかなというふうに思うわけですけれどね。この畜産車両の消毒については、ポイントの場所を畜産車両の会社や運転手にはどのようにして連絡をされましたかな。

それと二十二日の配布した消毒薬、難しい名前でしたけれどもパコマですか。このときはネットの配布はされてなかったのかね、ネットの。関係車両への連絡の方法、ネットの配布、これも一度答弁してください。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）十四番大谷議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず消毒ポイント、畜産農家の車両に消毒ポイントがありますよ、という連絡でございます。これにつきましては、県の家畜保健所が事前に調査をしております、そちらの方から通知を出しております。

そして二十二日の配布でございますが、ネットはしておりません。あくまでもそこは自主防衛でしつかりやっていただきたいということで指示をしております。

以上です。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）二十二日ときにはネットの配布はされておらないということですが、やはり最低養鶏農家の皆さん方の状況をよく役所の方から積極的に聞いて、古いネットでやっているところは穴が開いてないか、完全にネットで塞いでいるかというようなことも、正確に聴き取るというね。そして現実をありのままに報告してもらって、不十分なところはネットも張ってもらおうという、もう少し正確な指導、これが必要だったんじゃないかなというふうに思いますね。

次、いきますよ。

発生後におけるまん延防止対策についてでございますけれども、これは次の(三)の近隣住民への正確な情報提供についてということで、一緒に質問しますよ。

もう御存じのように、二月二十八日午前八時三十分に発生農家から連絡があつて、多数の鳥が死亡していると。そして家畜保健所に連絡して保健所が検査した結果、インフルエンザの、この時点では疑いであつたということがわかつたわけですね。そして、その疑いにきっちり結論を出すために、更に検査は違うところでされておりますけれども、遺伝子検査の結果、疑いから確定と、判定というふうに夜の八時五十分にそれが出たわけでありませぬけれども。その間、ちょうど地元六倉町と島野町の皆さんに集まっていたら、島野町の公会堂で県・市の職員の皆さん方が説明、そしてまた注意しなければならぬことの説明があつたわけですね。

この頂いた資料の中に、当該農場、いわゆる発生農場は感染が疑われるとの報告があつた時点から、飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。とこう入っています。これはその疑いがあつたのは、検査したから疑いがあつたとわかつたんやと思いますけれども、この検査は何日にされておつたのかですね、答弁していただけますか。

それと、皆さん方から頂いたこの説明書の資料の中で、「家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。」ということ、説明としてされているわけですね、しかし皆さん方から意見を頂いた中では死んでいる鳥がおつたら、それは触つたらいかんのか、という質問。消毒をたくさんするんやから、県道を朝、小学生・中学生が自転車でするけれども、それは注意せんでもええんかとかね、地元の人は、皆さん方の説明以上に具体的な質問があつたわけですね。鳥が死んでいることについては、それはもう直接触らずに役所に連絡してくれという説明がありましたから、これはもう妥当だつたと思うんですね、この説明では、私はもう一つ皆さん方に注意していただく上において、不十分であつた点があつたと思うんですね。というのは、県は家きん卵や家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていないという、これはこの間の長年の調査で一つの正確な調査結果だというように思いますけれども、そしてその鳥インフルエンザの菌が人に感染しないのかどうかというね、この説明はないわけです。ところが、皆さん方から死んでいる鳥は触つたらあかんのかいろいろ質問あつたときに、それはもう触らんと役所に言うてくれとか、またもう十万羽の鳥は全部殺処分して埋却しているわけですからね。そういう具体的な状況から言えば、家きん卵や家きん肉を食べることによっては心配ないかもしれないけれども、菌の感染は人にしないのかどうかということの心配には答えていないんですね。

調査をしましたら、昨年十月からの新聞を全部めくって調査して鳥インフルエンザの記事全部はさみで切って見てみました。そして去年の十一月十七日、香港の五十九歳の女性がH5N1型鳥インフルエンザにかかっているわけです。そして更にこれとは別に私の手元に入った資料によりますと、鳥インフルエンザとは、ということで病原体はH5N1亜型鳥インフルエンザウイルス、感染動物は鳥類、感染経路は、人は感染した鳥やその排せつ物、死体、臓器などに濃厚に接触することによってまれに感染することがあると、しかし日本では感染した人は確認されていないと。世界の発生状況はどうか言うたらですね、世界では東南アジア中心に中東ヨーロッパ・アフリカの一部地域などで感染が確認され、今言うたのは鳥類ですね、人ではアジア・中東アフリカ中心に人の感染が報告されていると、こうあるわけです。だから人には絶対感染しないということではないわけです。先ほどの新聞記事で言うても、去年の十一月十七日に香港の五十九歳の女性がかかっているわけです。これで言えば、やっぱり一番こういう病原体の研究とか、感染経路の研究の責任は国にあるわけですからね。国が調査して公表していないのか、まだ調査してないのか知りませんが、これはもつと国に責任を追及すべきです。

それから言えば、こないだの二十八日の六倉、島野の皆さん方が集まっていたいただいた報告の中での、注意点での報告は、やっぱり一つ重要なことが漏れておつたと、いうふう指摘しておきたいと思えます。答弁あつたらしてくれても構いませんけれどもね。

そして、先ほど質問した疑いのあつた農場は、その時点から飼養家さん及び卵等の移動を自粛していますというのは、いつ頃やつたんか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員さんの一般質問にお答えさせていただきます。

発生したのも同じようにこの二月の二十八日。これは当初簡易検査というのを行いますので、この簡易検査の段階で陽性になったとき、それをもって流通をもうそこは自粛するということになりますので、その時点から全て疑われた農場と言いますか、養鶏所からは卵にしる、肉にしる流通しないと、そういうシステムになっております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 法律、法定伝染病に該当する菌ですからね、法律に基づいてやられているんだと思いますけれどね、去年起こった鳥根県の安来市で起こった鳥インフルエンザに対する県の対処状況ね、報告しておきますけれども、鳥根県安来市養鶏農家の鳥がインフルエンザに感染しているというところが、去年の十一月二十九日にわかって、明るる日の三十日は、県は疑いの段階で殺処分を始めたということですね。法律上、これでやれるのか

どうか知りませんが、島根県安来市で県知事はこれを指示で出してやっているわけですね。鳥インフルエンザだという確定前の殺処分は全国で初めてと書いてありますわ。しかしやっぱり広がり最大限にとどめるといふことでやったんですよ。法律はできるのかどうか知りませんが、この去年のもう十一月二十九日、島根県の知事はこの対処でやっているといふことですね。ちょっと明らかにしておきます。私はこれでやった方がいいといふことではないんですよ。法律も調べてね、やらなければいけませんけれど、これからは。しかし現にこの知事はやったといふことです。では、次にいきますよ。

(四)に入る前に、ちよつと追加して質問しておきます。

発生農家の殺処分が大体終わって、埋却も終わってもらえる状況になっていると思うんですけども、その後の鶏舎の消毒とか、その他のことについてはどうするのか。それをちよつとお聞きしておきたいといふふうに思いますけれども。

先ほど申し上げました島根県の安来市では処分後の鶏舎の床の清掃・消毒・石灰散布・鶏ふんの封じ込め処置、鶏ふんにも菌が付着しているかわかりませんね。だからこれらになっっていますけれどもね、五條市としては、殺処分、埋却が終わった後、この発生鶏舎はどうしようとしているのかね、それちよつと答弁してください。

○議長(川村家廣) 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長(櫻井敬三) 十四番大谷議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

まず殺処分でございます。殺処分が終わったということ、情報としては一番新しいんですが、十二時二十分頃ですか、午前中の議会が終わって県から連絡をいただきました。「一応殺処分については終わりました。」ということと約十万四千羽の殺処分が終わったという状況でございます。

それと今質問の中では、鶏舎をその後どうするかということとか鶏ふんということでございますが、全て鶏ふんも含めて菌を持っている可能性は十分ございますので、そういう鶏ふんとかまた卵ですね、そこらの処分も当然行いますし、鶏舎についても消毒を徹底することになります。

以上でございます。(「十四番」の声あり)

○議長(川村家廣) 十四番大谷龍雄議員。

○十四番(大谷龍雄) それでは(四)発生農家及び関係農家への支援と補償について質問します。

御存じのように、こういうインフルエンザウイルスの感染は個人の努力も求められますけれども、それだけでは防ぎ切れないというそういう難しいから今回は感染しておるわけですね。だから発生した農家の皆さん方も大変お気の毒です。そして半径一〇キロメートル以内を移動制限して、卵等の

運搬等も一時中止された関係の農家の皆さん方も、これも金銭的な損につながっていくのではないかと思うんですね。だから当然、発生農家はもちろん関係農家の皆さん方への補償を最大限行うべきだと思いますけれども、現在の法律でこういう問題に対する国・県・市の補償は、どうなっているのか。

そして法律でできないからということやなしに、法律で基準がなくても、やはり独自の予算措置も要望する必要があるわけですから、その点はどう考えているのか、ちよっと答えてくれますか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）十四番大谷議員の質問にお答えさせていただきます。

まず当然個人ということで、自己防衛ということになります。もともとは今議員が御指摘ありましたように家畜伝染予防法に指定されたウイルスでございます。そういうことで国が責任を持つて対処することになります。今の法律の中では養鶏農家に対しては五分の四、そして五分の一が自己負担というふうになっております。今なつてはおりますが、昨年から宮崎でいろいろあつた関係もございまして、今の政府で、今国会に改正法案を出しております、その法案はもう十分の十、全て補償することでございます。そして、それがもし可決されますと、遡つて今聞かせていただいているのは今年の十一月から適用することになりますので、五條市の場合は今回は適用になるのかなと、法律が通つたら話になります。それと当然これは当該者だけやなしに、半径一〇キロメートルに移動制限かけていますので、それに伴う関係養鶏場の損失も発生します。それにつきましては、国が二分の一を補填すると、全て評価はされますが、評価した分の二分の一を補填する、その残り二分の一につきましては、都道府県というふうにはなつております。ただそこは今先ほど申しました、五分の一の自己負担とこの関係する二分の一の自己負担、併せて今既に他府県で補償した事例もあつて、奈良県でもそういう方向で検討されているというふう聞いております。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）一〇〇パーセントの改正案が通つたらいいわけですけども、そうならなかった場合、個人負担は発生農家が五分の一ありますよね。そして半径一〇キロメートル以内の関連農家は、これは答弁にはなかつたわけですけども、二分の一、二分の一というのは、国が二分の一出してらつて、都道府県が二分の一出してらつたら、その関係農家の負担はゼロになります。これよろしいですわな。しかし一番の被害の発生農家は、古い法律であつたら五分の一まだ自己負担せななりませんのや。ちよつとこの辺は、やっぱり法律と義務のない県・市で何とか出せないか検討するべ

きだということを強く申し上げておきたいと思えます。

改正法律が通ったら一番いいわけですけどもね。その点、もう一度答弁していただけますか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員の質問にお答えします。

この五分の一、当該養鶏者に対する自己負担、これにつきましても県の方は支援をしていくという方向で検討はされております。県でされると。そして、これは評価されてのことでございますので、例え一〇分の一〇になろうが、いろんな形の損失はあるかと思えますし、精神的に非常に大きなものもございます。非常にほかの養鶏農家に迷惑をかけたということに対しても心労をしているということも聞かせてもらっています。また本人は一步も外に出られないという拘束も受けております。いろんな形の損失は出るかと思えますので、その辺をどうするかというのは、私の方で回答はできませんけれども、市としてどうするかということは、それはもう市長の方針かなと、今の状況はそういう形でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） そしたら重要なことですので、当該被害農家の個人負担分の県・市の援助、そしてまた法律で対象になりにくいようないろんな被害、今部長が言うてくれましたけれども、それに対して国・県・市と相談していただいて、最大限発生当該農家の被害の補償に応えられるように努力していただきたいと思えますけれども、吉野市長、どうですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 職員も一生懸命この件につき準備はしておったのですけれども、発生した。その対応ということでございます。

国が五分の四、そして五分の一は今法改正ということをやっておられるということですが。また県議会の方でも五分の一は補償するという方向で今やっております。しかしながらそれは鶏の分のみでありまして、そのほか卵とかいろんな面は半分しかみないというのが現状でございます。

私といたしましては、後継者の若い方が、今のこの鳥インフルエンザによって廃業しないように、できるだけ応援をしてあげたいなど、そのように思っております。

なんせ初めてのことでございますので、いろいろと県と相談しながら前向きに考えていきたいと、そのように思っております。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） ひとつよく状況をつかんでいただいて、十分な支援になるように頑張っていたきたいと思います。

次、（五）埋却処分地及びその周辺農家への風評被害対策ですけれども、これは今申し上げましたインフルエンザ発生農家及び関係農家の風評被害対策も含めて質問しますので、答弁していただきたいと思います。

今明らかになりましたように、大きな被害があつてそれが全国的に報道されておりますので、やはり大変な国民の心配から、五條市の農家を作った鳥の卵やら鳥の肉というものが売れにくくなるということのないようにしなければなりません。また同時に、埋却処分地に協力いただいた周辺の皆さん方の農家の皆さん方が作った柿を始め農産物も売れにくくなるということにならないようにしなければなりませんので、先ほどから明らかになりました卵や鶏肉を食べたくらいでは現時点では日本では感染した例がないということは、もう一度県や国ともよく打合せをして、そういったこともどんどん宣伝し、そしてその他の確信の持てる点については、どんどん市・県から発信して、五條の養鶏農家、関係農家、また埋却処分地の皆さん方の柿始め農産物への風評被害を最小限に抑えるその対策にも市・県・国を挙げて頑張っていたきたいと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員の質問にお答えさせていただきます。

これはやはり一番これから大事な部分だと私もそう思います。風評被害によつてその結果言われもない被害を受ける、根拠のない被害を受けるといふような状況が発生しがちでございますので、そういうことのないように市といたしましても、今日、朝から決議も頂きましたが、既にこの二十八日に発生してから自治連合会、また副会長会議も二回開催させていただきました。自治会への回覧、また今日は新聞の折り込みもさせていただきました。ホームページにも再三再四掲載しました。そういうことで、市でできること、そして県が取り組んで県民に對してすること、県のホームページに出してもらふこと、またこの問題は随時報道にプレスしています。そういう形で、その中にはそのたびに安全であるということを付け加えて報道発表しています。そういうことで、そういう取組、そして一番は、国かなと思しますので、それは国の方で全国に向けて発信してもらいたい、そういう形でやっております。

また、五條市でも教育委員会の方にもお世話になりました、子供の学校給食に對するそういう被害、大丈夫かということに對しても、問題はないですよということの啓発もいただきました。そういうことで、今までもしましたし、これから終息に向けて、また必要な情報は提供して啓発に努め

ていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）答弁いただいた姿勢で頑張っていたきたいというふうに思ひます。

鳥インフルエンザ関連の最後、（六）、国・県・市及び関係者の協力の下での病原菌並びに感染経路の徹底究明についてでございます。

御存じのように、日本の中ではもう五年も六年も前から鳥インフルエンザが発生しまして、この議会で当時の養鶏農家をされております市会議員の方と一緒に鳥インフルエンザ問題を取り上げさせていただいたこともあるわけですが、しかしなかなか病原菌がどういふ状況で、どこで発生するものかということもまだ政府の責任においても明らかになっておらない。また、感染経路もいろいろ言われていますけれども、全てをつかみきれないということも、長年にわたって鳥インフルエンザの病原菌の抑え込みと感染経路の抑え込みが成功していません。だから本当にこれからの五條市もこれだけの大きな被害を受けたわけでありまして、受けた市として国・県に対してこれは実現できるまで、毎年粘り強く病原菌の発生の原因究明、感染経路の究明に取り組むように強く私は求められるのではないかなというふうに思ひます。

ごく最近、日本で発生した件数と年月日だけ明らかにしておきますと、去年の十月二十六日北海道の稚内でカモのふんから発生していますね。そして去年の十一月十七日、先ほど申し上げました香港の五十九歳の女性が発生、去年の十一月二十九日は島根県の安来市が発生、去年の十二月十八日、鳥取県米子市で発生、去年の十二月十八日同じく富山県高岡市で発生、そして十二月二十二日、鹿児島県の出水市でも発生、こういうようになっていまして。そして今年に入ってから和歌山、三重、京都、そしてその次が確か五條だったのではないのでしょうか。こういうようになっていまして、病原菌の原因究明、感染経路の究明について、本当に被害に遭った五條市が本腰を入れるべきだと思いますけれども、その点について答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）十四番大谷議員さんの質問にお答えさせていただきます。

この感染経路といふは、原因究明、これは徹底究明といふのはしていただかないかなと、私も思っております。してほしい気持ちで私も一杯なんです。これだけ事前にディフェンスを固めていたにもかかわらず、また今回発生した養鶏場はウインドウレス鶏舎と申しまして、窓のない鶏舎、そういうことで普通の鶏舎のようにネットが破れておつてという事案ではないんだらうなど。そういうことで、農林水産省も非常に関心を示していま

して、既に三月一日から国の疫学調査チームが入っております。

そして県の追跡調査班というのがございまして、同じく専門家でございます。そこが合同で徹底究明ということで、今作業をしている最中でございますので、そういう作業をしていただくということは、また市で連携してできるところはどんどん協力してやっていきたいなど、そういうふうにご考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）それでは、私も引き続き独自の勉強もさせてもらい、議会での追及もさせていただく決意を申し上げて、次に移ります。

大きな二番、南和の医療等に関する協議会における産科等の問題についてでございます。

もうお二人の議員の方から出されておりますので、重ならないようにさせていただきます。

私もこの間吉野町で開かれました南和医療体制の在り方に関する協議会に、二月十七日に開かれましたね。傍聴に行かせていただきました。そのときにもらった資料です。そして、吉野市長の発言もこの耳で聞かせてもらっています。あのとこの協議会の審議状況は、この膨大な資料を一枚一枚めくって、関係担当者が説明して、その上、知事がもう一遍ポイントを説明して、皆さんどうですかということで諮られているんですね。それぞれ五條市長始めほかの町長、村長は、異議がない場合は、異議がございませんか。それでは今回の場合はこれを協議会としてのまとめにしますと。いわゆる決定にしますということ、知事は一つ一つ進めているわけですね。そういう進め方の中で、この資料の三ページ、この中には産婦人科（分べんは当面休止）とあるわけです。これを知事が、これに異議がございませつかというように諮られたときには、私は吉野市長の発言はなかったと思います、ここでは。だから、皆さん方も協議会で諮られて結論が出されておつても、やっぱり産科問題は、近くにないから子供さんを亡くした妊婦さんとか、いろんな問題が過去に起こったから、これは医療体制充実にはいろいろありますけれども、その中の重要な一つとして、これは関係者も妊婦の皆さん方も、もう全ての皆さん方が望んでいることですね。しかし、これだけの体制を改善して作ろうとしている医療協議会の中で、この間の協議会では、分べんは当面休止というのは、参加されておつた市長、町長、村長の皆さん方全て、心の中では異議があつても発言はなかったと、私はこの目で確かめています。この耳で。

だから、これからでも、まだ五月に最終協議会がありますから、国の補助金をもらおうと思つたら、もう五月で結論を出さなかんつて知事も言うていたし、ここにも書いていますから、もう一遍ありますから、それまでにはまた分科会のいろんな協議会もあると思いますから、やっぱりこれは何

とかならないのか、五條市長始め関係者は取り組むべきです。

そこで質問します、部長。この分べんは当面は休止という、この理由はどこにあるのか。具体的に質問しますよ。医師、看護師の確保ができないから当面、分べんはできないというふうに考えているのか。しかしもう一つは医師、看護師の確保はできるけれども、採算問題があるから設置できないと考えているのか、どちらか、両方やったら両方と答えてください。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）十四番大谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

今お話がございましたように、医師あるいは看護師の不足が原因で休止するのか、あるいは財政面でどうかというようなことでございます。当然双方非常に大きな問題でございます。医師も非常に少ないということでございまして、当然財政的なものも含めて総合的に判断をさせていただくように思っております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）まあ双方関連ということだと思えますけれども、しかしやはりこれだけの協議を重ねて五條市、奥地町村の皆さん方と共に医療体制を充実させるということで、本腰を入れておるわけですからね。妊婦さんの人数が五條で約二百人、五條、吉野郡全体で約四百人というふうに先ほど答弁ありましたけれども、しかし、初めのスタートからもう分べんできない、出産できないということやったら、皆さん方の信頼は本当に低下することは間違いないと思えますね。当然分べんできないからほかへ行かないけませんね。ほかへ行くというような関係になったら、何年か後にこの南和医療のメイン病院に産産できる状態になっても、そこへまた帰って来て分べんしてくれるか、出産してくれるかといったら、それはもうわかりませんよ。だからやっぱり医師、看護師が確保できるのであれば、年間四百人であっても、ちよつと採算が合わなくても最初はスタートすべきです。そのことよって、五條、吉野郡の皆さん方が地元の病院にやっぱり信頼を高めてもらって、地元の病院を大切にしようということになっていくわけですから。これだけ大きな県が入った大掛かりな体制替えをしてやるんやからね、医師、看護師の確保に努力するとともに、採算が合わなくてもスタート時点では産科は設置すべきです。そのことを強く強調しておきたいと思えます。

次、いきます。

吉野市長に対する公開質問状問題についてに移ります。私の方に入った資料によりますと、平成二十二年十一月二十日付けで高田●●さんという方

が、市長公室秘書課経由で吉野市長に公開質問状を出したということですね。ところが、公開質問状の出した後、日にちが過ぎても回答はなかったというふうに聞いているわけですから、吉野市長、今明らかにしました高田●●さんから平成二十二年十一月二十日付けで、秘書課経由で吉野市長宛に公開質問状が届いていますか。答えてくれますか、吉野市長。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 大谷議員の御質問にお答えいたします。

御質問の公開質問状につきましては、その内容が何の言われもない全くの事実無根の内容でありましたので、対応の必要はないと判断いたしました。したがって、正規の公文書として受理しておりません。

また取りざたされているような問題は一切発生いたしていないことから、市長に対するひぼう中傷として五條警察署に連絡をしてちゃんと調べてくださいということでございますので、大谷議員がどのようなルートからこの内容を手に入れたのか知りませんが、この問題は警察の方へ届けてありますので、そちらで調べてもらいます。私はこれ以上のコメントはできません。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） そしたら今市長が答弁したように、内容が事実無根やから警察に頼んでいるということやったら、今答弁した内容で高田茂男さんに回答する必要があるんじゃないですか。それだけ自信があるんじゃない。まず公開質問状を出している人に、今答弁あった内容で回答できませんと、必要ありませんと、この公開質問状に対する回答を吉野市長あんた出すこともできるし、市長としての重要な立場にあるんじゃない、そういう責任を問われるんじゃないですか、どうですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） あなたが出させたような言い方していますけれども、私はちゃんと警察へ届けました。日にちが切つてあるんだから向こうから文句を言ってくるでしょう。あなたがその方の肩を持って、私に言わずとも警察に届けてあるんじゃない、日にちが切れても何にも言うてきません。ひぼう中傷という証拠かなと思っておりますから、警察に届けているんじゃない、なぜ私の方とお話をしなければならぬ。あなたが代理人ですか、その方の。違うんでしょう。私は警察に届けていると言うんですよ。だからそれ以上のことはありません。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 警察に届けたらあかんと何も言うてませんよ。警察にも届けたらいいんです。公開質問状を求めてきた人にも今の答弁の内容で返

事しても構いませんやろ、あんた自信あるんやったら。それができていないんちやいますか。だから、やはりこの内容については、まだ事実かどうかということをおもまだ確かめておりませんから言えませんけれども、今答弁あったようなことから言えば、来たことは間違いないわけです。そして読んで中身を見て、ひぼう中傷やと吉野市長が判断したんやったら、その見解を出した人に返したらいいんちやいますか。そこでその人は異議があればまた出してくるわけですからね。ちゃんと警察にも届けたらいいけれども、出した本人さんにも自信があるんやったら腹据えて返事したらどうですか。そのことを求めておきます。

はい、次にいきます。

吉野市長の政治姿勢問題の総括について行います。

先ほどの議員さんの質問と重なる面もありますので、重ならんようにしますけれども、まずは消防庁舎の問題ですね。吉野市長は平成十九年四月に五條市長に就任していますね。そして就任後、初議会の前に、前の市長と前の市会議員が、それまでの市会議員が阪神淡路大震災の教訓から現在の消防庁舎は半分が昭和四十三年の建物が残っているわけです。建築基準法の耐震に係る改正は昭和五十六年ですからね、それ以前の建物なんですよ、これは。そんなことでは大きな地震が起こって、消防署が半分倒壊したら精密な機器にも影響がありますから、まず消防庁舎の移転改築をしなければならぬということで、広い範囲で必要条件を全部明らかにして、そして今井へ四億円投入したわけです。

これを吉野市長は、平成十九年四月に市長に就任して初議会の六月議会までに、その進捗を中止しました。そして新聞発表したんですね。そして初議会の六月議会で、これだけ重要な消防庁舎を、四億円も投入している消防庁舎の建設を中止しているんだから、初議会の市長の挨拶の中か、市長の議案説明の中に当然出てくると思っていきましたけれど、何にも出てきていません。これだけ市民の命と財産を守る消防庁舎を一年半以上も掛けて必要条件を明らかにして検討して、もちろん横にも東中学校ありますけれども、しかし消防庁舎は朝から晩まで音の鳴るような公害施設やないんですよ。緊急連絡があったときにだけ音を出して走るんです。そしてまた学校は、夜は授業していませんよね、基本的には。しかし今現在の本町の消防庁舎は周辺にそれだけの家があるわけです。しかし人の命と財産を守る消防庁舎の音やから、皆さんやっぱ協力してくれてるわけです。辛抱してくれてるわけです。

そんな中で、ごく最近消防庁舎の横で火災があつて急きよ類焼を食い止めて、消防署が火事を消し止めたときには、あの近所の皆さん方は、「多少音はやかましかつたけれども、これほど近所に消防署があつて有り難いって思ったことはない。」って皆さん言うていましたんやで。

その前には、この本町の市役所庁舎の横でも風呂屋さんが火事になりましたわな。これも類焼はほんまに最小限にとどめました。新町もいきました。

二見も、これもかなり類焼を食い止めたわね。こういうふうには消防署が遠いところにあつたらええというもんちやいますねん。人が大勢任んでいゝるやっぱり近くに持つて来なあきませんねん。

そういう消防署の必要条件ということから考えたら、やはり吉野市長が近くに東中があるからということで生徒、先生の皆さん方に体感調査をあなた自身がした調査の中で、東中学校の生徒八十五人の中で七十二人が「やかましくない」、教師十人おつた中で八人も「やかましくない」ということで、皆さん答えてくれるわけですからね、半分以上、これだけの回答をしていたら、人の命と財産を守る消防署はもうそこへお願いして建てるべきぢやいますか。

それを吉野市長は初議会の六月議会で、中止したことをあなたの市長としての挨拶の中にも、議案説明の中にもありませんよ。一遍時間あつたら見てください。そういうスタートを切っているんですよ、吉野市長、あなたは。これは無責任です。こんな大事な庁舎の建設を中止しておいて、初議会の挨拶にも議案説明にも出してないというのは、ほんまに無責任ですね。

あなたが考えた丹原町のその案は、やはり長年議員活動して市民の皆さん方の状況をよく知っている議員の皆さん方の半数以上の賛成が得られていないんです。そんな中で、この約四年間の中で外国でも日本の国内でも大きな地震、災害たくさん起こっていますね。今ニュージーランド、五條もこの間和歌山の震源地の関係で三度の地震がありましたね。ところがです、大事な消防庁舎はまだ昭和四十三年のままの消防庁舎を含んでいるわけです。こういう市民の命と財産を守る体制の遅れ、これは吉野市長あなたのそういう根拠のない見解と大きく関連していると思えますけれども、どうですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 何回も申していますようにね、それだけ重要や重要やと言うんだつたら、なぜ建てなかつたんですか、その場所へ。私はそれを言いたい。

そして人口が多いところと言うんやつたら、今のところへ私は建て替へも含めてと言うてますね。そして南海・東海大地震が起こったとき橋の崩落を考えれば、危険の分散ということ、向こうと二箇所と言うていますね。丹原のところは私の土地があるというふうなうわさがあると、どこにありませんか、私の土地が。そういううそをあなたの新聞に書いたりしておるでしょう。なぜあそこの測量させないんですか。測量して、それでこういう理由だと言へば、それはそれで理由は通るでしょう。何回も言うているように、なぜあそこに建てなかつたんですか。皆さんが決めたんでしょ。決めたんだつたらなぜ建てなかつた。だからあなたたちはあそこが悪いと思つたから建てなかつた、私はそのように判断しておりますからね。代わりに私が探してあげたと、なるほどなあと。やっぱり学校のそばはあかんあと思つたと、私はそのように思っておりますよ。だから自分らが建てら

んといてね、建てられたでしょう物理的にね。代行者がおった、重要やったら一日も早く、そのための市長代行者でございませうからね、私はそのように思っております。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）市長代行の方が言うていることは、もうすぐ新しい市長が決まって議会へ、五條市長としての仕事に就任されるということはもう目の前にわかっているんやから、重要なことはその市長にやってもらった方がいいということで、押さなかったと言うていらっしゃるんですよ。これだけ後の市長の立場を考えて対処しているわけです。

今市長の答弁やったら、そんなもん先に建ててもらったら良かったんやと、いうことですが、今回の三月議会に出している予算見てみない。後に市長選挙控えているから骨格予算だけで政策予算は入っていませんや。今言うた消防庁舎の予算も入っていませんがな。

調査予算がね、認めへんからということですが、塵芥処理場問題においてもね、消防庁舎の建設に関して丹原町に建てるという市長の意向で出した四百万の調査予算に議員が賛成したら、その丹原町に建てると賛成になるんですよ、政治の世界は。市長がなんぼ建てるかどうかかわからへん調査するだけや言うたかって、政治の世界では、そこに建てることを五條の市会議員の大半は認めたということになりまんねや。これ認めとったら吉野市長、市民がなんであんなところに建てたんや言うても、これはまた認めた市会議員が認めたんやと、わしだけちゃうところになりますわな。口は方便ですからね、やっぱり事実に基づいて正確に五條市長たるもの答弁せなね、そんなもんいつかはばれますよ。

だから、もうこれだけね、世界的にも日本の中でも自然災害の荒れ狂う中でね、五條の消防庁舎が半分四十三年の庁舎やいうこと、このままなぜこうなったかという責任は市長あなたにあるということもね、私は自信を持って指摘しておきたいと思えます。

次、いきます。

幼稚園、保育所の統廃合問題についてです。吉野市長は平成二十年九月議会に、三つの幼稚園と六つの保育所の統廃合案を出してきました。これは議案の説明のときに、市長と関係部長が言いましたけれども、保護者に事前に説明したら混乱するから保護者には説明していません。まず先に議員さんに諮るために出してきましたと、こう言ったんですね。その中で、一遍に保護者の皆さん方に話が広がって、そして保護者・自治連合会・学校PTAの皆さん方の一万を超える統廃合中止署名が提出されて、議会では多数の議員がやはり統廃合議案には反対しましたから、否決になりました。

それ以後、吉野市長はまた平成二十二年の四月より二見保育所を休所しました。議会では休所しないで続けるべきだと付帯決議もしました。しかしあなたは強行したんですね。理由は、児童が減ってくるという理由でしたけれど、吉野市長は二年、三年先までしか見てないから児童が減るとこうな

っているんです。吉野市長のように二年や三年先やったら児童は減っている人数でしたわね。しかし市政は五年、十年くらい先を見なければあきません。四年、五年、六年先は二見の保育所の児童が増えていくことは、出産の人数で言うたらもうはつきりしてまんねや。そんな目先の二年、三年だけの児童の人数見て、児童が減るからということであんたは休所を強行したんです。

そして父兄の皆さん方とよく話し合っていますと、答弁やっただんです、関係の常任委員会でも。ところがあなた、去年の九月議会で、二見休所に伴う児童のいわゆる送迎バスの予算を出してきましたね。二見を休所するとき、ちゃんと保護者の皆さん方に説明して了解得てもらっていますと、いうことを言いながらやっただけでも、去年の九月議会に送迎バスの予算を出してきたんです。これだけ二見保育所は休所によって、あちこちの保育所へ行かないかん状況になった中で、子供の送り迎えが大変やということが吉野市長自らバスの送迎予算を出してきたことではつきりしとんのや。だからあなたが二十年九月に出した三つの幼稚園と六保育所の統廃合案をね、保護者にも説明せんと、あなたの言っている理由を信用して議員が多数賛成してみなさい、五條市の子供や孫のために言うていきますけれども、子供の育てにくい非常に冷たい五條市になりまっせ。

御所のこの間の集中改革プランの中で、保育所の廃止を出したときに、あれだけ御所の財政が厳しくてもむちゃくちやするなということで反対署名集めて市役所に御所の保育所の廃止反対の署名届いたんですよ。そして裁判になって、和解になったんですよ、和解に。そういうふうな財政のことがあってもみんなは今この不況の中で、収入も少ない中で必死に子供を育ててまんねや。それを保護者に説明もせんと、あなたはこれだけ大きな幼稚園と保育所の統廃合をやるうとしたわけです。これ議員が食い止めたからええけれどもね、これ食い止めないであなたの言うとおりに強行されてみなはれ。五條市からもっと若者は外へ行ってしまいまっせ。若い人は子育てとか、いわゆる税金の多い少ないということは非常に敏感ですからね。何千万と金出して買った家でも売り払って、すぐまた五條市外に出て行きはりますよ。そやから、あなたは言葉で子供や孫のためと言うていきますけれどもね、中身はそれにつながらないんちやいますか。これも指摘して、次に、いきます。

最後、もう時間がありませんので急ぎますけれども、大事なごみ焼却場問題ですね。この問題で、議会の中でも大いに吉野市長と我々議員が議論を交わしてきているわけです。ところが吉野市長は、今年の一月三十一日に公文書、五み第七十四号で北山町の自治会の方へこういう文書を吉野市長は渡しているわけですね。この中の内容を私に關係するところだけ読み上げますよ。「大谷議員は平成二十二年九月の定例会において、協定書に十五年たったら次の場所を探せとはここには書いていないのです。更に新しいという字の意味わかりますやろ。みどり園の契約は協議によって良かったら更に更新もできる見通しを与えてくれますと公言。更に同年九月の総務文教常任委員会において、最終処分場の上の山は土地開発公社の土地に続いている。土地は約八六、〇〇〇平米ある。最終処分場に連結して新しい処分場を造れば、ごみ焼却場、リサイクル施設、破碎機、その他全部まだま

だ使えまずと指摘。この指摘及び定例会の公言が大谷の指摘公言が新ごみ処理関連施設に関する予算を否決する第二の要因であります。なお、定例会議録は別途資料一のとこりであります。」その資料一のとこりにどう書いてあるのか言いますよ。「大谷議員のみどり園は更新可能という公言については、市はかねてより地元自治会に協定書は順守すると約束。この約束をほごにすることは毛頭だに考えておりません。」とこうなっています。

吉野市長、あなたにもう一度聞きますよ。前の市長と地元の皆さん方で作った協定書の公文書ですよ。この公文書を読まんことには話は進みませんので、ちよつと時間の範囲内で読みますけれども、協定書、これは平成三年七月、協定書は締結されています。五條市長（甲）という、五條市長は甲です。北山町、西久留野町、越替町、各地区代表者は（乙）というのを間において、五條市塵芥処理施設（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場）の建設に対する同意について基本的要綱を確認し、下記のとおり協定する。

記、第一項、「乙」ですね。乙っていうのは北山、西久留野、越替の皆さんの代表者のことです。「乙」は五條市塵芥処理施設の設置について全面的に協力する。第二項、「甲」、甲は五條市長ですね。塵芥処理施設の設置に伴い、公害防止対策について万全を期するとともに、別に設置する仮称五條市塵芥処理施設建設環境保全委員会の意見を尊重し、施設の維持管理の徹底を図り、環境保全、公害の防止に努めるものとする。第三項、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等の設置及び操業年限は基本的に二十年（ただし施設機能良好な場合五年延長とする。）とし、稼働十五年経過時点より、次の更新等につき、甲、五條市長、乙、地区代表者協議するものとする。第四項、塵芥処理施設の設置に伴う地域整備事業については、別途覚書を締結する。なお、施行期限は十年以内とする。第五項、本協定書の履行に伴う細部事項については前項の覚書に基づき、「甲」「乙」五條市長、地区代表者協議の上、誠意を持って実行する、とあるんですね。これが協定書の全体です。あなたが言う協定書どおりというのは、協定書は順守すると、この協定書を順守するというのは、この今読み上げた全体を順守しますか。この中の一部だけ順守しますか、それ一遍ちよつと答弁してください。

○議長（川村家廣） この際申し上げます。大谷議員の一般質問の残り時間は十分でございます。吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 協定書は基本的に全体も含めて操業から二十年、そして支障がなければ五年の延長、最大で二十五年ですね。そして十五年経過時より、次の予定地を探すということ。

行政というものは、地元との協定を守るといふのは一番でございます。それは行政の信用ですね。私はその行政の信用を守るために、協定書を守っていくということが私の務めでございます。（「二十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）あなたの今の説明で、この協定書の内容からまるっきり誤った答弁がありました。言いますよ。稼働十五年経過時点より次の場所を探すと言いましたね。「次の更新等につき、甲乙協議する。」となっておるんですよ。次の場所探すってどこに書いてあるんですか。更新というふう意味、もう一遍説明しましょうか。免許証の更新とよく似ていますんですよ。検査してもらって、合格したらまた免許証もらえます、引き続き。それと一緒にすわ。地区の皆さん方にお願ひして、よっしゃ、引き続きここでごみ焼却場やってもよろしいと合意をいただけたら、二十五年以上もいけるということですよ。私らほかの議員も協定書を順守せえと言っているのはね、地元の方々が反対するのに、無理にあそこの場所で続けてやれと何にも言うてませんよ、これだけはつきりした公文書の協定書を基に言うているのに、あなたは今日の答弁でも、もう間違った答弁しているんですよ。更新は、吉野市長、あなたはほかの場所へ移せという意味に解釈しまんのか、その更新は。答弁してください。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）弁護士を入れて話しましょう。

五年の更新ということは、通常は二十年で出て行くということなんです。条件が良ければあと五年延長ということを、これを更新と言うんですね。基本的には二十年ということなんです。

だから、それそのぐらい言うんやったら、一回向こう行ってね、市民のためにあんた頑張ってきたらどうですか。

更新って、免許証の更新って、だから弁護士さん入れて今後話しましょう。二十年が基本、うまくいけば五年の更新、これだけです。二十五年が最大なんです。おわかりですか。そういうことをこちらは判断しております。それが更新というものです。

何回も言いますよ。協定書を守るのは行政の務め、基本的には二十年。しかし条件が良ければ更新をしてあと五年の延長。最大で二十五年ということでございますので、私はそのように解釈しております。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）吉野市長、市議員自ら行って話合ひせえって言うていますけれども、私ら議員が関係者の皆さんにこれについて重要な話合ひをしたら、この協定書に違反するわけです。市議員は含んでいませんよ。甲は五條市長、乙は地区代表者で話をするとなっているんですよ。そんなもん、あなた、のこのこと勝手に話しに行ったら協定書違反になりまんねや。何でもっと法律と五條市の約束と条例、もっと基本的なことを頭に入れてなさい。

そして、あなたの解釈は正しいかどうか、一遍この協定書を締結した前市長もおるし、関係者もおりますやろ。一遍確かめなさい。

こんなもん弁護士を入れる、入れるって、何の回答ですか。弁護士を入れらんなんほどのことちやいますやろ。決めたときに弁護士を入れとんのか。あったら、弁護士に聞かなあかんけれども、こんなもん弁護士を入れんとちゃんど関係者みんな決めていきますんや。まずはこの協定書どおり五條市長と地区代表者が話し合いをすることがこの協定書どおりの話し合いになりますんや。その下で協定書どおりの努力をされるように吉野市長に強く求めて、本当に五條市民の財政、財産を無駄遣いのないように、ひとつ真面目に効率性を考えてやられていたら、やっぱりもつとつと五條市は、市民の皆さん方の期待に応える五條市になっておったということを指摘いたしまして、私の質問を終わります。

御苦勞様でございます。

○議長（川村家廣） 以上で十四番大谷龍雄議員の質問を終わります。（「九番」の声あり）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 本日、南和の医療に関する一般質問について、理事者側が、以前私に、厚生建設常任委員長として議長も副議長も聞かれておりますけれども、受けた内容と異なる部分があると思われまますので、私は通告しておりませんが、会議規則第五十二條第二項の規定により発言を許可されますよう求めます。

○議長（川村家廣） ただいまの益田議員の発言許可の申出について、今回特にこれを許可します。九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 市長に答弁を求めたらいいかもわかりませんが、先ほどからの南和医療の件で市長の答弁もちょっとあやふやなところがありますし、先ほど大谷議員の一般質問の中で前回の協議会のときに市長は何も言われなかったということでございますので、副市長に再度お尋ねいたしたいと思えます。

私と議長が、先だつて議長室で森本部長から南和の医療の進捗状況を報告したいんやということでございましたので、報告を受けました。それは百三十億ほどの工事ということで、後の細かい点、財政的なところは省かせていただきますけれども、そのときに産科はないという森本部長の話でございました。そこで私がそんなんおかしいがなと、五條で二百人、毎年子供が生まれている。そして五條の方々は、ほとんどの方が橋本に行つて出産されておると、そんなん新しい病院を造るのに産科くらい造らなあかんがなという話をさせていただきました。しかしお医者さんの関係、お金の関係等で今回は無理やというお話でございました。そのときに私は何も森本部長と議論を交わしてもしやないのです、それで聞き及んでおきましたけれども、今日の藤富議員さんの産科の話の中では、部長は、産科はないというような話であつたと思えます。そしてまた太田議員の産科の話では、やはり産科は造らないかんとというような、えらい積極的な話でございました。今また大谷さんの協議会の話では、市長は一言も言わなかつたという話でございました。

そこで副市長、幹事会の会長というたらいのか、代表者と思えますけれども、その辺の話はどうなっているのか、はっきりと答えていただきたいと思えます。もしも市長が協議会において産科の話を何もようしとらんのなら、これ五條が一番負担金をたくさん払わんなんと思えますけれども、それやったら議会から知事に要望書なりを出したらいいと私は思うのです。その辺はつきり。市長が先ほど太田議員に答弁しておったのと、藤富議員に答弁していたのはちよつと違うと思えますので、そこら辺はつきりと内容を説明してくれませんか。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 益田議員の質問にお答えいたします。

幹事会、代表幹事会、いろいろ何回もやってきたのですけれども、当初は産婦人科というのは入っていたのです。当初入っていたのですけれども、その中の県の説明の中で、医師の問題、看護師の問題、それから経費の問題についていろいろ難しい問題が出てくるので、どないしましよぞと、もやめたらいいんちがいますかという話はあつたんです。そして、そのときに一市三町八村の全員の中で、始めから赤字って、経費の運営コストにつきましても、当初がマイナスですので、その辺を考えたらどうですかということであつたのですけれども、いやしやあないなということで、一旦は落ちたのですけれども、やはりみんな市町村長が、市町村に帰って議会に説明して議会の同意を得るためには、これをなくしたら絶対議会から了解は取られないでと、首長がオツケー出したかつて議会は絶対あかんと、この話は。そやからこの話は絶対残してもらおうということで残っているのです。今一時はそうなっていますけれども、残っています。というのは、この間の二月十七日の協議会でもそういう話で一応あれ以降止まっていますけれども、そしてら首長が議会に対して説明するときに、この協議会で決まったことは全てこれでオツケーやなというわけにはいきません、それは。といいますのは、これから一番大事な四月の協議会があるので、さつき大谷議員からありましたように、五月の十六日ですか、最終のリミットになっていきます、これから。そしてら場所の問題、工事費の問題、それからランニングコストの問題、イニシャルコストの問題、いろいろこれから出てくるわけです。そうすると十津川にしたら新宮の病院に行きます。五條の場合も橋本に行きます。いろんな場合あって、これから負担金をどうするかという問題、これからけんけんがくくのけんかになるような協議になっていくと思えます。その中で、産婦人科は絶対外してあきらめるということ、まずできませんので、我々はそういうふうに解釈していますし、よその町村もそう出てくると思っています、我々は。そういうような私の解釈でございます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） そしてら今のところ産科はできないけれども、それでは各市町村は辛抱せんやると、議会が通らないやろということで、まだ決定や

ないと、産科がないということは決定ではないというふうに解釈したらよろしいんやね。はい。わかりました。

そしたら議長、議長もこの間、話を聞いてくれていたと思うのですけれども、一遍議運でも開いていただいて、五條市議会から知事に、産科は是非とも作っていただきたいというような要望書を出していただいたらどうですか。

また議運を開いていただいて、検討していただいたら結構かと思えます。

終わります。

○議長（川村家廣）一般質問が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回七日、午前十時に再開し議案審議を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三十分散会